




# 第 1 部

## 広島県の男女共同参画の現状

(注) コメント欄の  の中には、データやグラフの特徴を記載しています。

データを更新したものには  印を、新たに掲載したものには  印を付けています。

また、 の部分には、参考として全国データを記載しています。



# 1 データから見た県の男女共同参画の現状

注意事項：百分率の合計については、四捨五入の関係で100.0%にならない場合があります。

## 環境づくり

### ■ 働く場

#### 1 雇用者

**雇用者のうち「正規の職員・従業員」の割合は  
女性 40.9%、男性 73.8%**

平成 24 (2012) 年の女性雇用者数は 540 千人で、男女雇用機会均等法施行(昭和 61(1986)年)前の昭和 57 (1982) 年と比較すると、30 年間で 187 千人 (53.0%) 増加しています。

一方、男性雇用者数は 698 千人で、33 千人 (5.0%) の増加となっています。

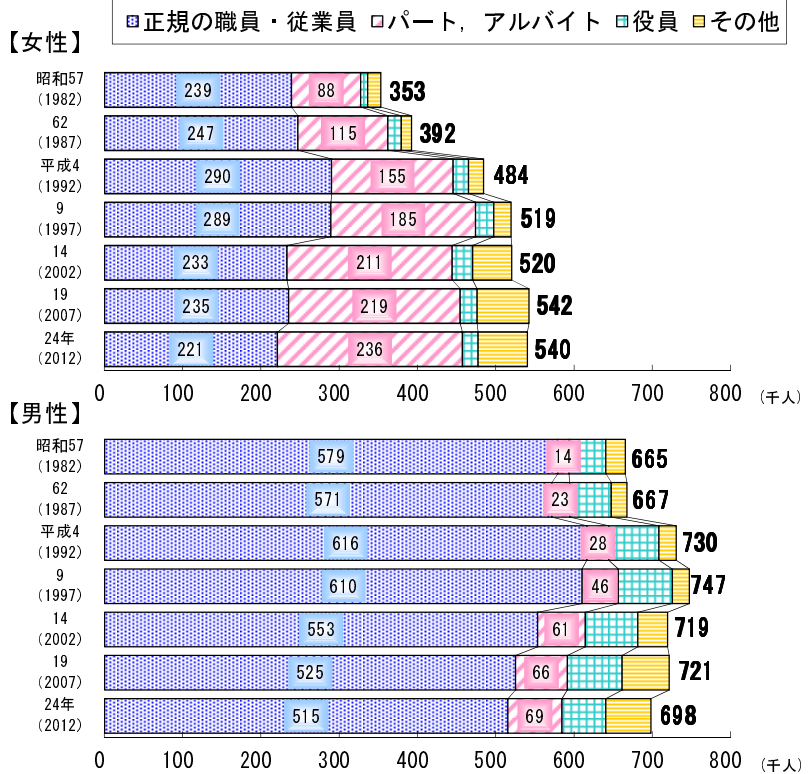
雇用形態別に見ると、平成 24 (2012) 年の正規の職員・従業員の割合では、女性は 40.9% で、男性の 73.8% を大きく下回っています。

一方、パート、アルバイトとその他(労働者派遣事業所の派遣社員など)の非正規就業者の割合では、女性は 55.4% (平成 19 (2007) 年度は 52.6%) で、男性の 18.2% (平成 19 (2007) 年度は 17.5%) を大きく上回っており、男女ともに上昇しています。

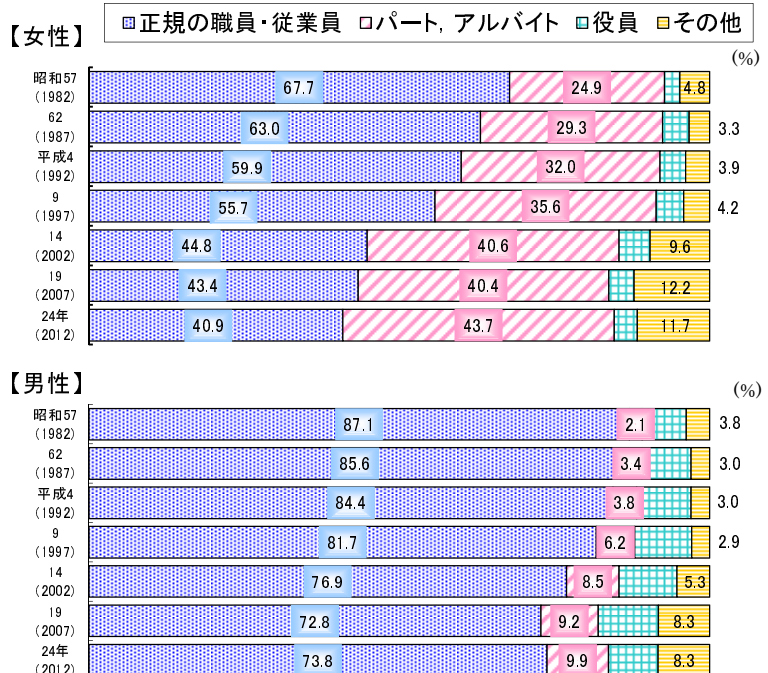
【男女雇用機会均等法(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律)】

雇用の分野において、男女の意欲・能力に応じた均等な機会や待遇を確保するため、昭和 61 (1986) 年に施行。平成 11 (1999) 年には、募集・採用、配置、昇進等における女性に対する差別の禁止などを盛り込んだ改正法が施行されました。また、平成 19 (2007) 年には、「性別による差別禁止の範囲の拡大」、「妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止」などを盛り込んだ改正法が施行されました。

#### 雇用形態別に見た雇用者数の推移



#### 雇用形態別に見た雇用者数の構成割合の推移



(注) 雇用形態：雇用者を勤め先での呼称によって、「正規の職員・従業員」、「パート、アルバイト」、「その他」(労働者派遣事業所の派遣社員など)、「役員」の四つに区分  
資料：総務省「就業構造基本調査」

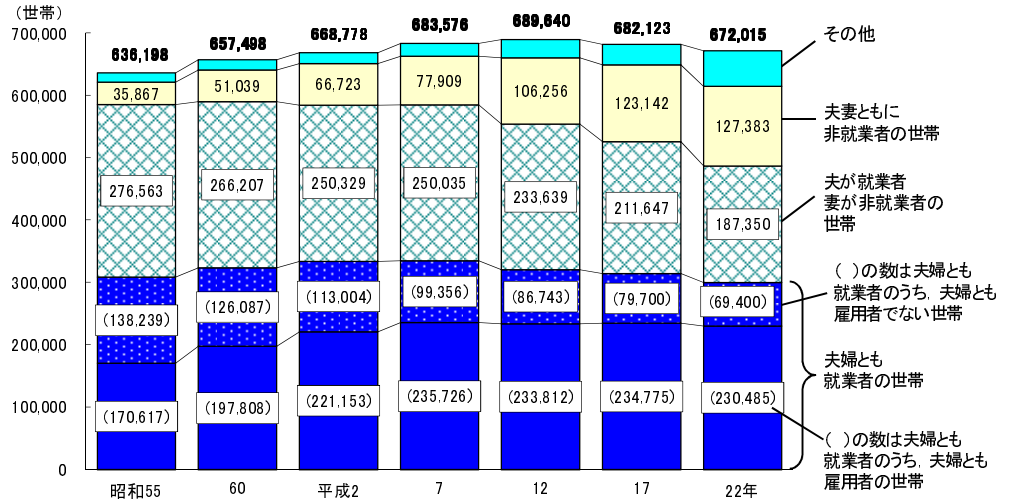


### 夫婦の就業・非就業別に見た夫婦のいる一般世帯数の推移

平成 22 年の夫婦のいる一般世帯数の総数は 672,015 世帯となっています。

夫婦とも就業者の世帯は 299,885 世帯で、全体に占める割合は 44.6%となっています。このうち、夫婦とも雇用者の世帯は 230,485 世帯で、昭和 55 年から 59,868 世帯増加しています。

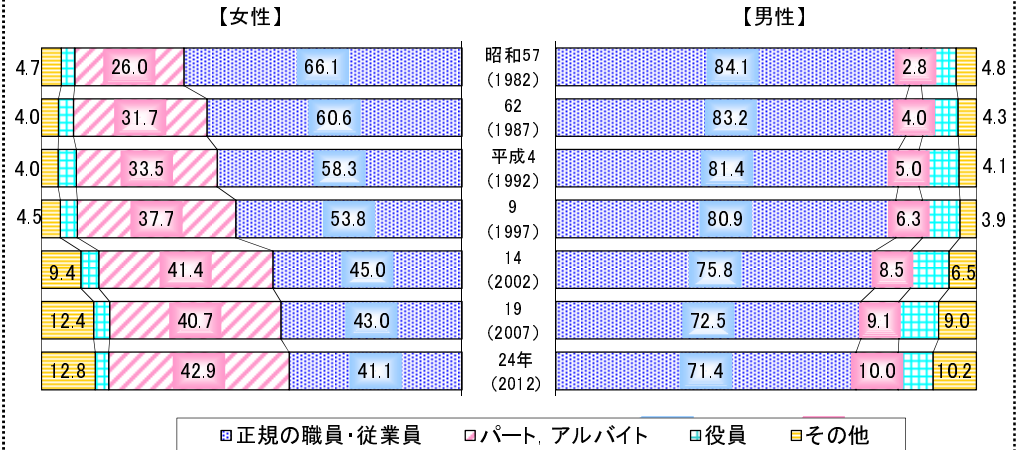
夫が就業者、妻が非就業者の世帯は平成 22 年は 187,350 世帯となっており、昭和 55 年から 89,213 世帯減少しています。また、全体に占める割合は 27.9%となっています。



資料：総務省「国勢調査」



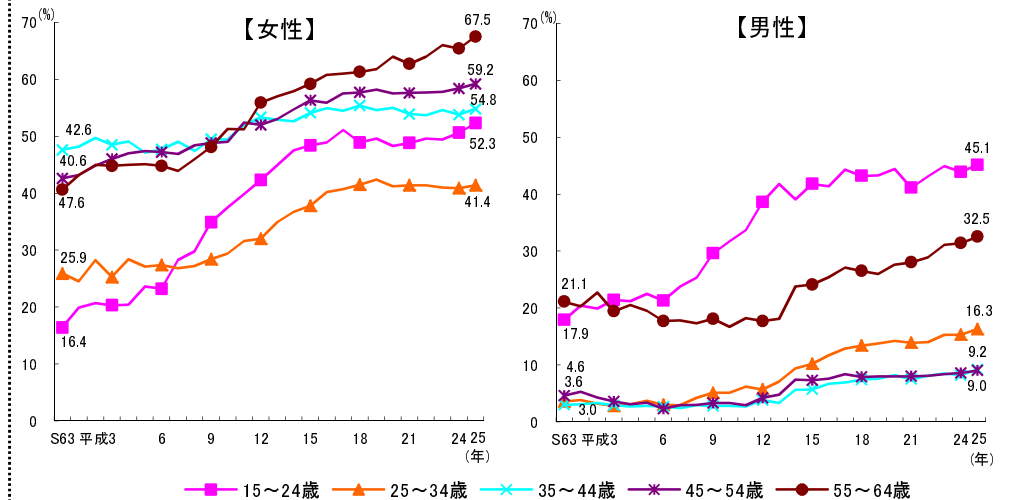
### 【参考】雇用形態別に見た雇用の構成割合(%)の推移(全国)



(注)雇用形態：雇用者を勤め先での呼称によって、「正規の職員・従業員」、「パート、アルバイト」、「その他」(労働者派遣事業所の派遣社員など)、「役員」の四つに区分  
資料：総務省「就業構造基本調査」



### 【参考】年齢階級別非正規雇用比率の推移(全国)



(注) 非正規雇用比率=(非正規の職員・従業員)/(正規の職員・従業員+非正規の職員・従業員)×100。  
平成 13 年以前は「労働力調査特別調査」の各年 2 月の数値、平成 14 年以降は「労働力調査(詳細集計)」の各年平均の数値により作成。  
「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細集計)」とは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。  
資料：総務省「労働力調査(詳細集計)」より作成。

## 2 労働力率

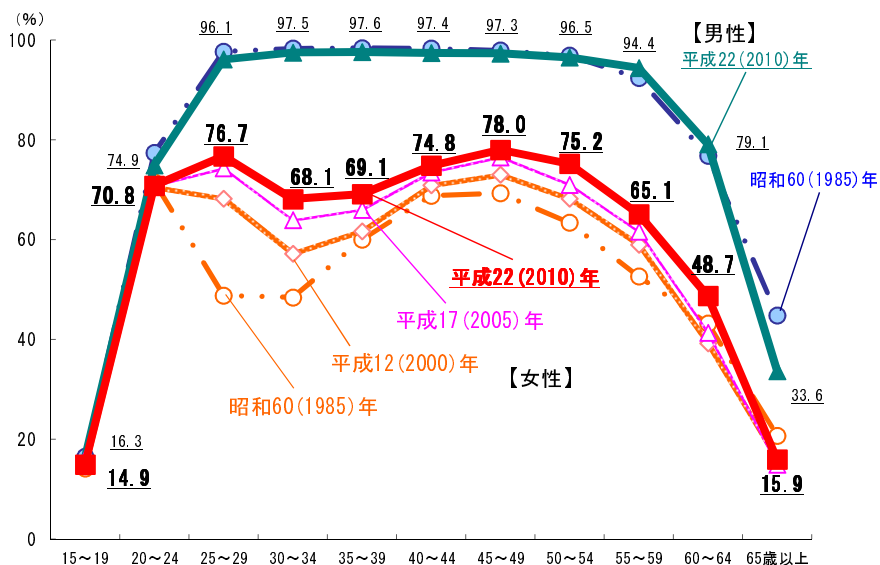
### 女性の労働力率は30歳代を谷とするM字カーブ

労働力率は、男性は20歳代後半から50歳代までを山とする台形を描いています。

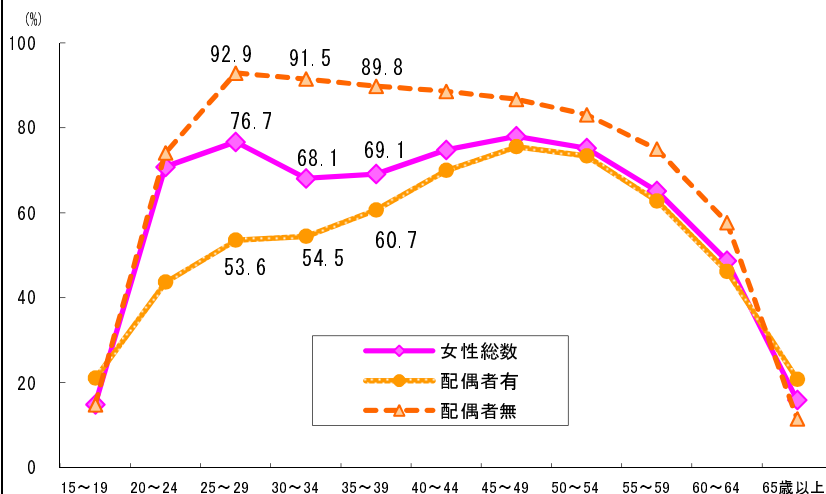
一方、女性は30歳代を谷とするM字カーブを描いています。これは、結婚、出産を契機に職場を離れ、子育てが一段落したところで再就職するという就業パターンを持つ人が多く、それがM字カーブの要因となっているものと考えられます。近年、このM字カーブは上方ヘシフトする傾向にあります。

また、女性の労働力率には配偶者の有無で大きな違いが現れています。

### 年齢別労働力率

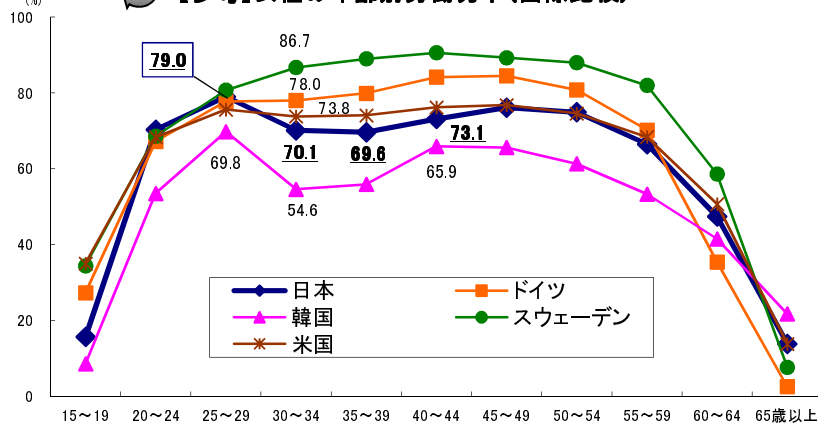


### 女性の年齢別、配偶関係別労働力率 [平成22(2010)年]



(注) 労働力率: 15歳以上人口に占める労働力人口の割合  
 平成17(2005)年調査からは労働力状態不詳を除いて算出している。  
 労働力人口 (就業者(休業者を含む)と完全失業者)  
 15歳以上人口 ← 非労働力人口 (主に家事従事、学生、高齢者等)  
 資料: 総務省「国勢調査」

### 【参考】女性の年齢別労働力率(国際比較)



米国の「15~19歳」は「16~19歳」。  
 日本は総務省「労働力調査(基本調査)」(平成25年)、その他の国はILO「LABORSTA」より作成。  
 日本は平成25年、その他の国は平成22年の数値。ただし、ドイツの65歳以上は平成20年。

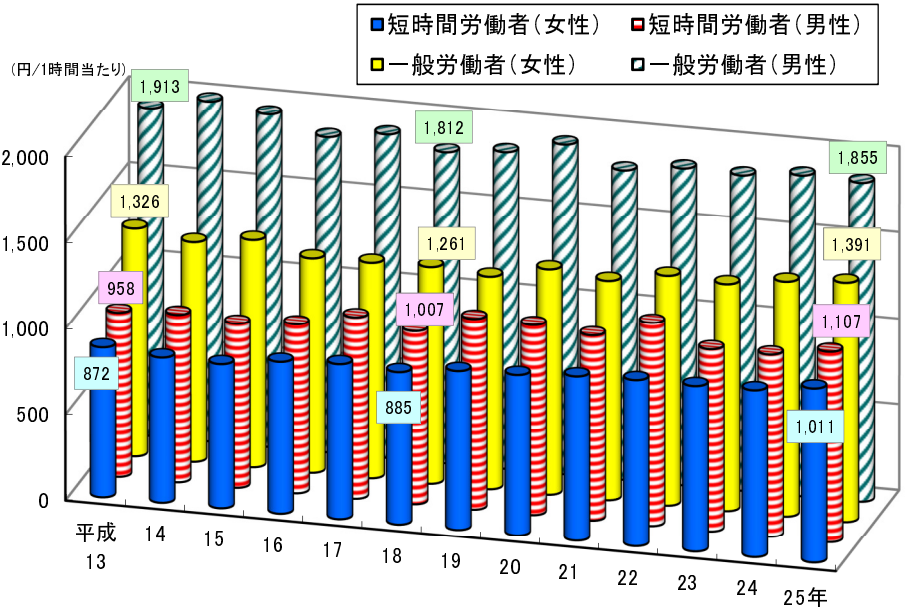
### 3 労働者の賃金

#### 女性の給与額は男性の75.0%

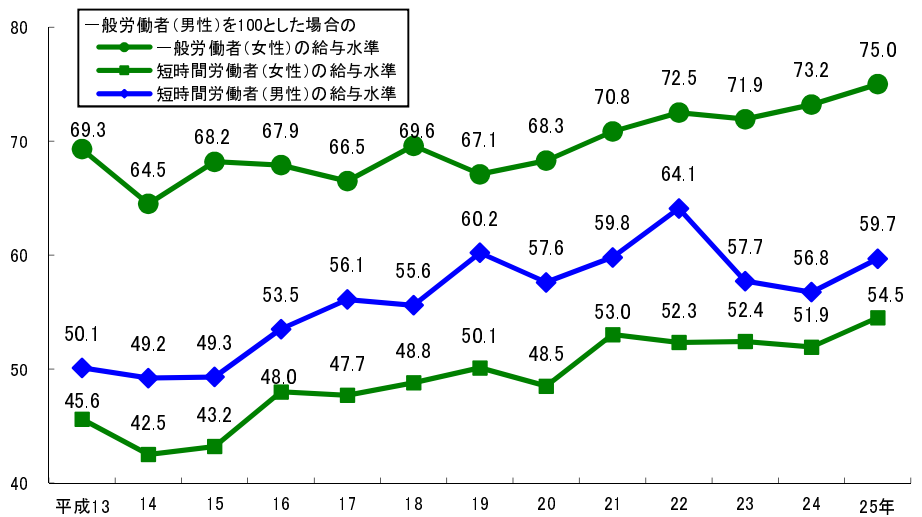
一般労働者（女性）の1時間当たり平均所定内給与額は、平成25（2013）年で一般労働者（男性）の75.0%であり、男女間の差には、依然として開きがあります。

また、一般労働者（男性）と男女の短時間労働者の給与格差について見ると、一般労働者（男性）の給与水準を100としたとき、短時間労働者（女性）は54.5、短時間労働者（男性）は59.7となっています。

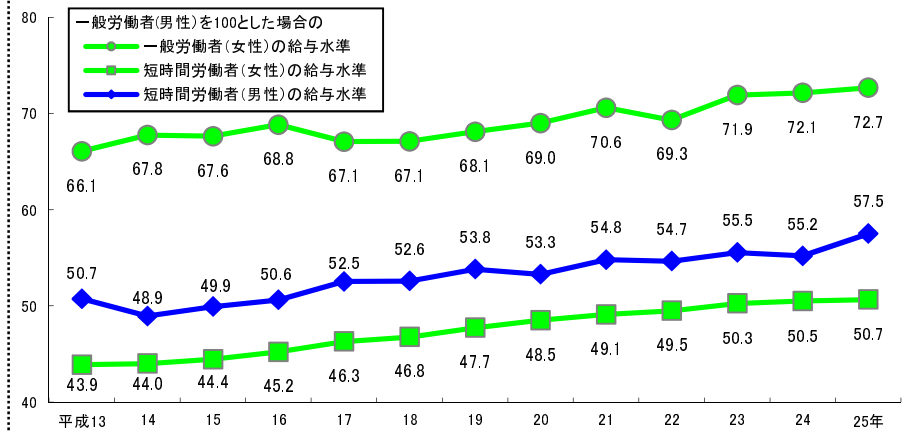
#### 労働者の1時間当たり平均所定内給与額の推移



#### 労働者の1時間当たり平均所定内給与格差の推移



#### 【参考】労働者の1時間当たり平均所定内給与格差の推移(全国)



(注) 所定内給与額：きまって支給する現金給与額のうち、超過労働給与額を差し引いた額  
1時間当たり平均所定内給与額：

各年6月分として支給された平均所定内給与額を同月の平均所定内実労働時間数で除して算出している。

一般労働者：短時間労働者以外の労働者

短時間労働者：同一事業所の一般の労働者より1日の所定労働時間が短い又は1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない労働者

資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

#### 4 県内事業所の管理職

女性管理職を登用している事業所の割合は34.1%、管理職に占める女性の割合は16.2%

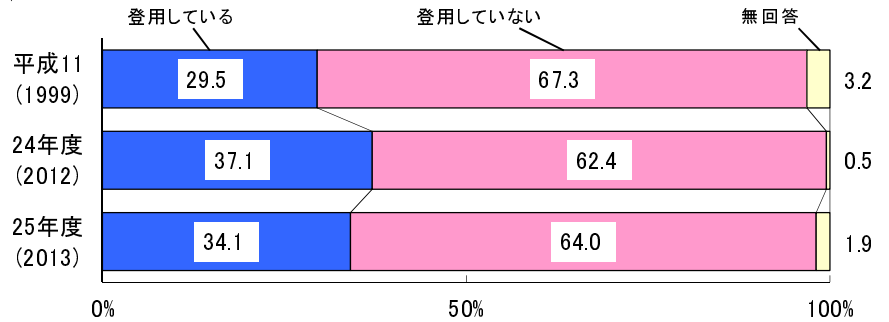
女性を管理職（課長相当職以上）に登用している事業所の割合は34.1%で、平成24（2012）年度の37.1%に比べ3ポイント低下しています。また、登用していない事業所の割合は64.0%で、前年度の62.4%に比べ1.6ポイント上昇しています。

管理職に占める女性の割合は16.2%となっています。また、300人未満の事業所の方が割合が高くなっています。

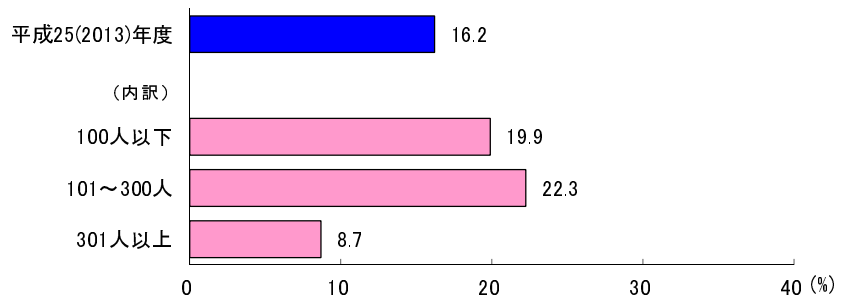
女性を管理職に「登用していない」と回答した事業主があげる主な理由は、「適当な職種・業務が無い」（29.3%）が最も多く、次いで「十分な経験能力を有する女性がいらない」（23.1%）となっています。

女性の職業能力開発や職域拡大等による人材育成が課題となっています。

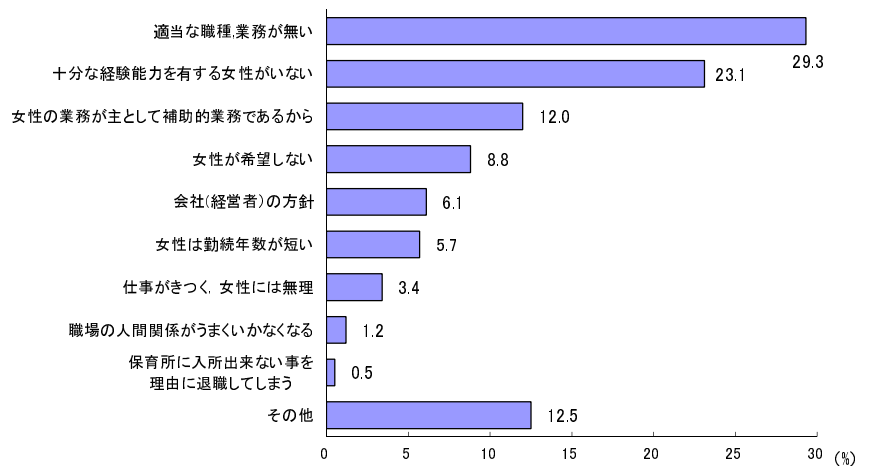
#### 女性管理職の登用状況【事業主調査】



#### 管理職に占める女性の割合【事業主調査】

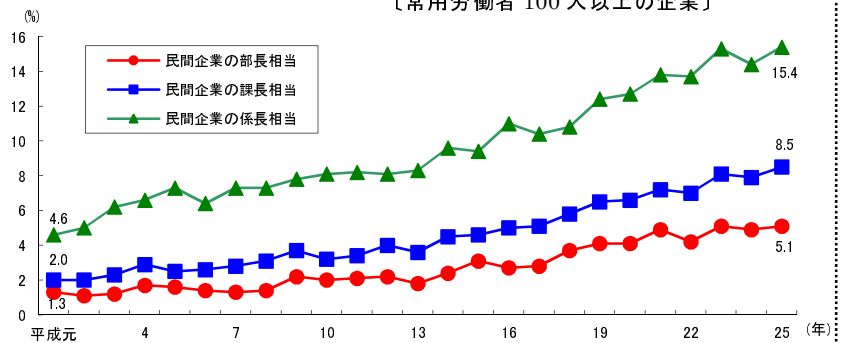


#### 女性を管理職に登用しない理由【平成25(2013)年度】 【事業主調査】（「登用していない」と回答した事業主）複数回答



(注) 調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社（平成 11（1999）年度は 2,000 社）  
資料：広島県「広島県職場環境実態調査」（平成 24（2012）、25（2013）年度）  
広島県「広島県働く男女の雇用環境実態調査」（平成 11（1999）年度）

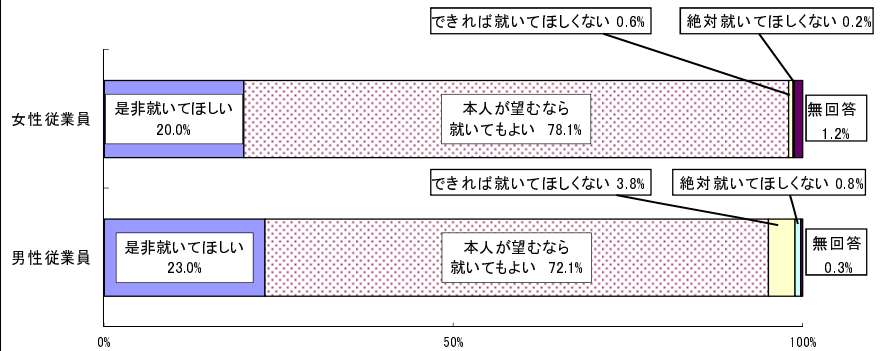
#### 【参考】民間企業の役職別管理職に占める女性割合の推移(全国) [常用労働者 100人以上の企業]



(注) 調査対象は、5人以上の常用労働者を雇用する民営事業所(5～9人の事業所については企業規模が5～9人の事業所に限る。)及び10人以上の常用労働者を雇用する公営事業所から都道府県、産業及び事業所規模別に一定の方法で抽出した事業所。  
資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

女性が管理職に就くことについては、「是非就いてほしい」、「本人が望むなら就いてもよい」と回答した割合が男女従業員とも 90%以上となっています。

### 女性が管理職に就くことについて【男女従業員調査】

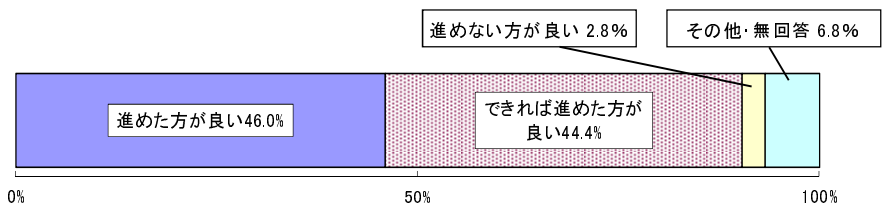


(注) 調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社  
資料：広島県「広島県職場環境実態調査」(平成 23 (2011) 年度)

女性のキャリア形成（就業継続）については、「進めた方がよい」、「できれば進めた方がよい」と回答した事業主が 90.4% となっています。

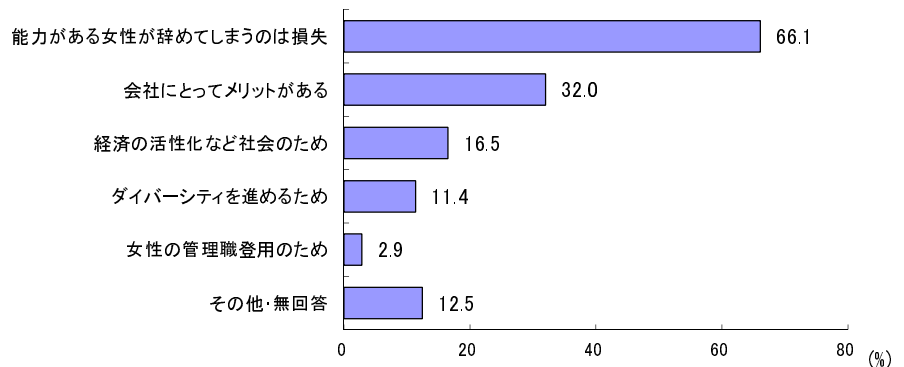
その主な理由としては、「能力がある女性が辞めてしまうのは損失」(66.1%)、「会社にとってメリットがある」(32.0%) などとなっています。

### ★女性のキャリア形成(就業継続)について【事業主調査】



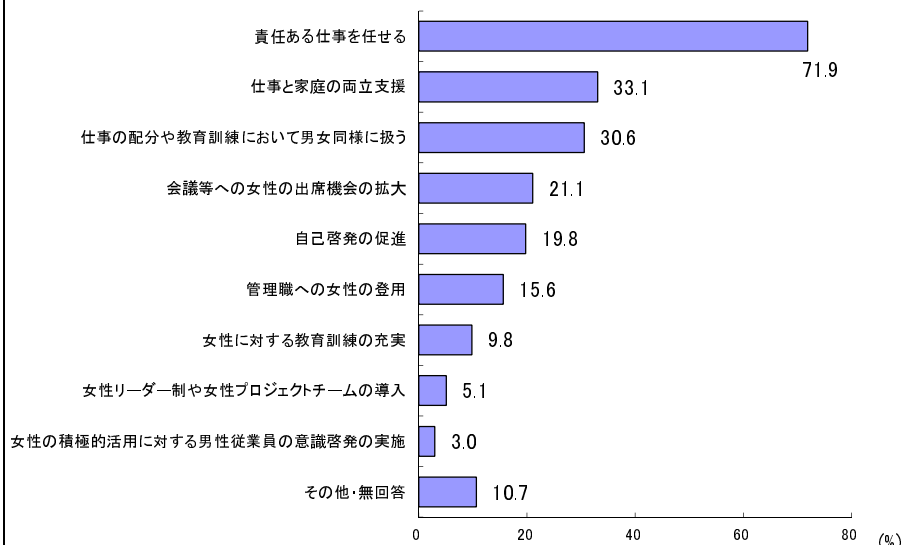
#### 【進めた方がよい理由】

(「進めた方がよい」「できれば進めた方がよい」と回答した事業主)複数回答



女性の能力発揮にあたって、どのように職業意識の向上を図っているかについては、「責任ある仕事を任せる」が 71.9% で最も多く、次いで「仕事と家庭の両立支援」(33.1%)、「仕事の配分や教育訓練において男女同様に扱う」(30.6%) となっています。

### ★女性の能力発揮にあたって、どのように職業意識の向上を図っているか【事業主調査】(複数回答)



(注) 調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社  
資料：広島県「広島県職場環境実態調査」(平成 25(2013)年度)



## 5 県・市町の職員及び管理職

**県職員の採用者に占める  
女性割合は48.2%**

平成26(2014)年度の県職員の採用者数は164人で、女性79人(48.2%)、男性85人(51.8%)となっています。

**県、市町とも女性管理職の  
割合は増加傾向**

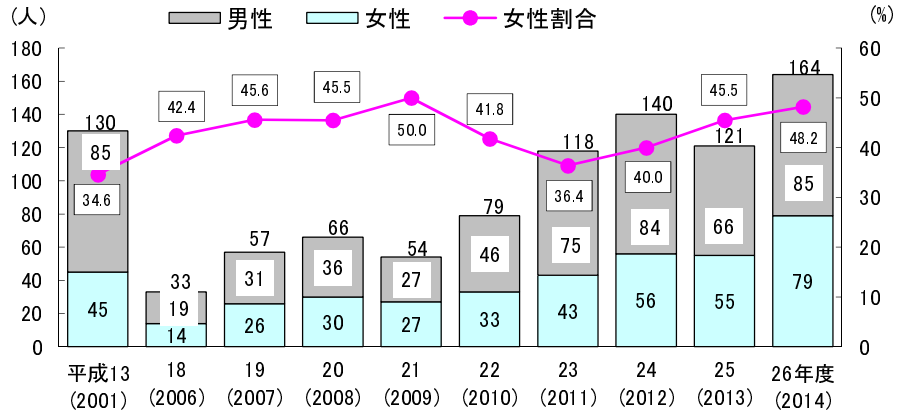
平成26(2014)年4月1日現在の県職員は6,223人で、女性職員2,113人(34.0%)、男性職員4,110人(66.0%)となっています。

このうち管理職(課長相当職以上)にある女性職員は24人で、全管理職369人に占める割合は6.5%となっています。

また、県内の市町職員は26,122人で、女性職員9,891人(37.9%)、男性職員16,231人(62.1%)となっています。

このうち管理職(課長相当職以上)にある女性職員は307人で、全管理職2,378人に占める割合は12.9%となっています。

### 県職員の採用状況



(注) 各年4月1日現在

採用者数：採用者数：大学卒業程度試験，社会人経験者等試験，短期大学卒業程度試験，高校卒業程度試験及び身体に障害がある人を対象とした試験による採用者の合計  
資料：広島県人事委員会調べ

### 職員及び管理職の状況(全国・県・市町)

[平成26(2014)年4月1日現在]

区分		総数(人)	女性(人)	男性(人)	女性割合(%)
県	職員数	6,223	2,113	4,110	34.0
	管理職	369	24	345	6.5
市町	職員数	26,122	9,891	16,231	37.9
	管理職	2,378	307	2,071	12.9

(注) 職員数には、教員は含まない。

県の職員数は、知事部局，教育委員会事務局，議会事務局，各行政委員会，企業局及び病院事業局の一般職職員数。なお，平成19(2007)年からは，県立大学教員は含まない。

県の管理職数は，平成23(2011)年からは，課長級以上により集計。

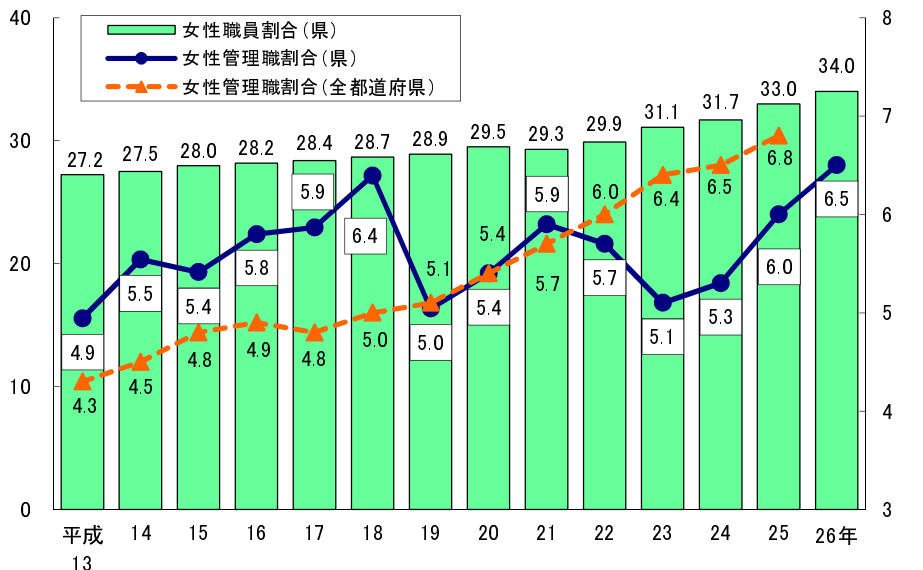
市町の職員数は，市町長部局，教育委員会事務局，議会事務局，各行政委員会等及び公営企業の水道局等の一般職職員数

資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」，広島県人事課，広島県人権男女共同参画課，広島県教育委員会調べ

### 【 県 】

(職員の割合：%)

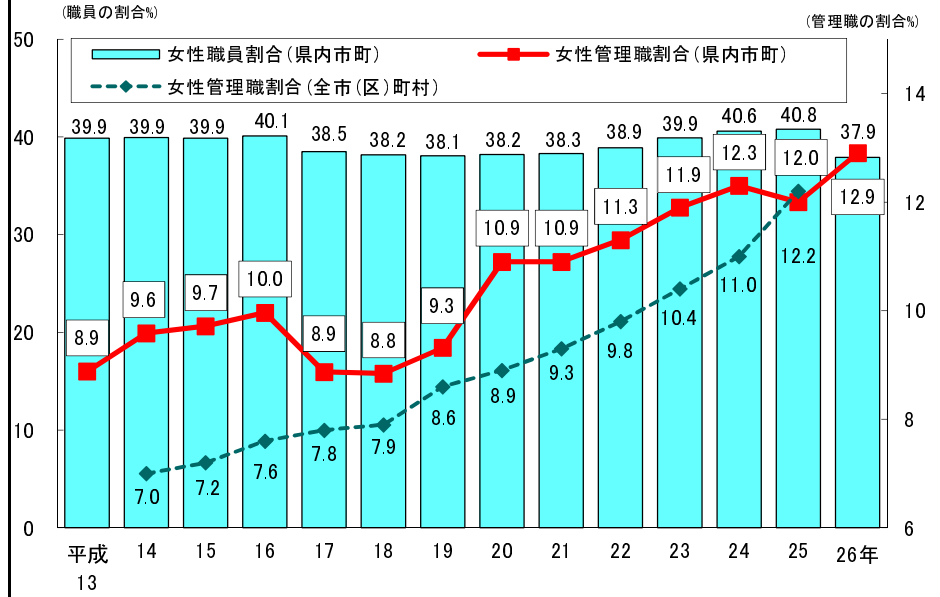
(管理職の割合：%)



(注) 平成26(2014)年4月1日現在の全都道府県の女性管理職割合は，内閣府が平成26(2014)年度内に公表見込

資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」，広島県人事課，広島県人権男女共同参画課，広島県教育委員会調べ

〔市町〕



(注) 平成26(2014)年4月1日現在の全市(区)町村の女性管理職割合は、内閣府が平成26(2014)年度内に公表見込  
全市(区)町村の女性管理職割合は、平成14(2002)年から集計

資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」、広島県人事課、広島県人権男女共同参画課、広島県教育委員会調べ

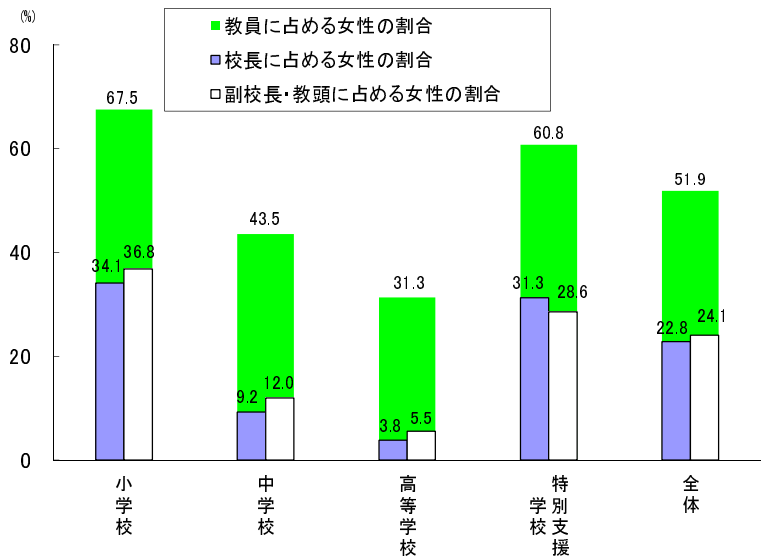
6 教員の状況

教員数の男女比率はほぼ同率  
女性管理職の割合は校長  
22.8%、副校長・教頭 24.1%

平成25(2013)年度の県内の小・中・高等学校、特別支援学校の教員数は、21,737人で、女性11,281人(51.9%)、男性10,456人(48.1%)と、男女比率はほぼ同率となっています。

このうち、女性管理職の状況を見ると、校長は22.8%、副校長・教頭は24.1%となっています。

教員、校長、副校長・教頭に占める女性の割合



区分	教員数			校長			副校長・教頭		
	総数	女性	男性	総数	女性	男性	総数	女性	男性
小学校	9,401	6,348	3,053	495	169	326	516	190	326
中学校	5,549	2,416	3,133	238	22	216	276	33	243
高等学校	5,459	1,710	3,749	131	5	126	181	10	171
特別支援学校	1,328	807	521	16	5	11	28	8	20
県全体	21,737	11,281	10,456	880	201	679	1,001	241	760
割合(%)		51.9	48.1		22.8	77.2		24.1	75.9
【参考】全国	988,603	489,663	498,940	35,756	4,880	30,876	41,591	6,550	35,041
割合(%)		49.5	50.5		13.6	86.4		15.7	84.3

(注) 国立・公立・私立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の計  
資料：文部科学省「学校基本調査」(平成25(2013)年度)

(単位：人)

# ■ 職業生活と家庭生活の両立

## 1 育児・介護休業制度

### 整備状況

**育児休業制度は61.6%、  
介護休業制度は50.4%の  
事業所で整備**

育児休業制度については  
61.6%の事業所で就業規則等に  
規定されています。

介護休業制度については  
50.4%の事業所で就業規則等に  
規定が整備されています。

#### 【育児休業】

1歳に満たない子を養育する男女労働者が対象(※)で、子が1歳(父母がともに育児休業を取得する場合は1歳2か月、保育所に入所できないなど一定の場合は1歳6か月)に達するまで取得できます。

(※) 日々雇用される者や、労使協定により除外された一定の範囲の労働者は除きます。

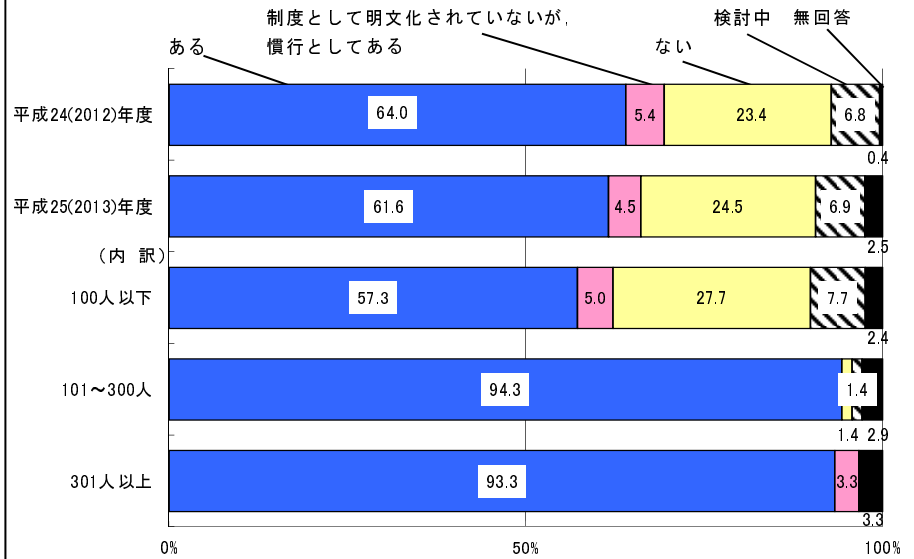
#### 【介護休業】

対象家族(※)を2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする男女労働者が対象で、対象家族1人につき、常時介護を必要とする状態ごとに1回、通算して93日を限度として取得できます。

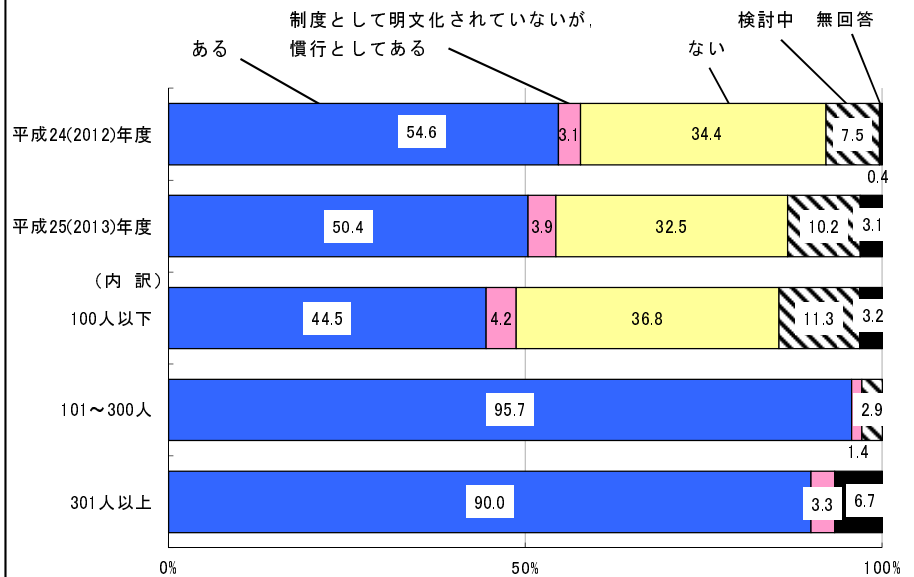
#### (※対象家族)

配偶者、父母・子・配偶者の父母、労働者が同居し、かつ扶養している祖父母、兄弟姉妹、孫

### 育児休業制度の規定の有無【事業主調査】



### 介護休業制度の規定の有無【事業主調査】



(注) 調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社  
資料：広島県「広島県職場環境実態調査」(平成 24 (2012), 25 (2013) 年度)

#### 【参考】

#### 育児休業制度の規定状況(全国)

平成 22 (2010) 年度 規定あり 68.3%  
平成 24 (2012) 年度 規定あり 72.4%

#### 介護休業制度の規定状況(全国)

平成 23 (2011) 年度 規定あり 67.1%  
平成 24 (2012) 年度 規定あり 65.6%

(注) 調査対象は、常用労働者 5 人以上を雇用している民営事業所  
平成 23 年度の数値は岩手県、宮城県及び福島県を除く。  
資料：厚生労働省「雇用均等基本調査」(平成 22 (2010) ~ 24 (2012) 年度)

## 育児休業の取得状況

育児休業の取得状況は、  
女性 89.6%、男性 7.2%

育児休業の取得状況（対象者数に対する取得者数の割合）について、男性従業員は 7.2%で、前年度に比べ 3.1 ポイント上昇し、調査開始以来最高となりました。女性従業員は 89.6%となっています。

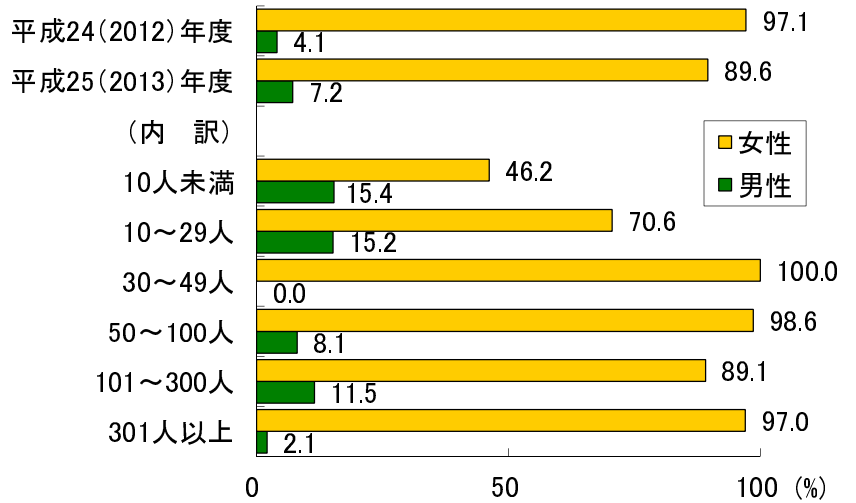
## 介護休業の利用状況

介護休業の「取得者がいた」と回答した事業主の割合は 3.1%

介護休業の利用状況については、全事業所のうち「取得者がいた」と回答した事業主の割合は 3.1%となっています。

## 従業員の育児休業取得率【事業主調査】

(平成 25 (2013) 年度：平成 24 (2012) 年 4 月 1 日から平成 25 (2013) 年 3 月 31 日までの状況)  
(平成 24 (2012) 年度：平成 23 (2011) 年 4 月 1 日から平成 24 (2012) 年 3 月 31 日までの状況)

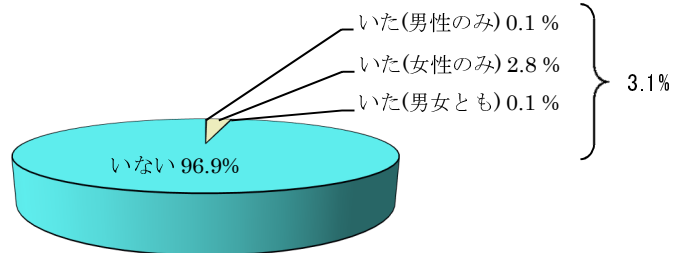


(注) 調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社  
育児休業取得率：調査年度の前年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）の育児休業対象者のうち育児休業を取得した者の割合

資料：広島県「広島県職場環境実態調査」

## 介護休業制度の利用状況【事業主調査】

(平成 24 (2012) 年 4 月 1 日から平成 25 (2013) 年 3 月 31 日までの状況)



(注) 調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社  
前年度（平成 24 (2012) 年 4 月 1 日から平成 25 (2013) 年 3 月 31 日まで）に介護休業を取得した者がいた事業所の割合

資料：広島県「広島県職場環境実態調査」(平成 25 (2013) 年度)

### 【参考】

#### 育児休業取得率(全国)

平成 22 (2010) 年度	女性 83.7%	男性 1.38%
平成 23 (2011) 年度	女性 87.8%	男性 2.63%
平成 24 (2012) 年度	女性 83.6%	男性 1.89%

#### 介護休業制度の利用状況(全国)

平成 24 (2012) 年度	1.4%	女性のみ 1.0%	男性のみ 0.3%	男女とも 0.0%
-----------------	------	-----------	-----------	-----------

(注) 調査対象は、常用労働者 5 人以上を雇用している民営事業所  
育児休業取得率：調査年度の前年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）(平成 23 (2011) 年度調査以降は前々年度の 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日まで) の 1 年間に出生又は配偶者が出生した者のうち、調査年度の 10 月 1 日までに育児休業を開始した者(育児休業開始予定の申出をしている者を含む。)の割合

介護休業制度の利用状況：平成 23 (2011) 年 4 月 1 日から平成 24 (2012) 年 3 月 31 日までに介護休業を開始した者がいた事業所の割合

資料：厚生労働省「雇用均等基本調査」(平成 22 (2010) ~24 (2012) 年度)

**利用希望**

制度を利用しない主な理由は、女性では両制度ともに「上司や同僚に気兼ね」、「制度が整備されていない」、「会社でとった例がない」が多く、男性では両制度ともに「休業中の収入が減少」、「子どもの世話／介護をしてくれる人がいる」が多い

女性従業員の67.4%が、今後出産したときに、育児休業制度を「利用しようと思う」と回答していますが、「利用しようと思わない」と回答した人も24.5%に達しています。

その主な理由としては、「上司や同僚に気兼ね」(30.7%)、「会社で育児休業を取った例がない」(28.2%)などをあげており、育児休業を取得しやすい職場環境づくりが必要であると思われます。

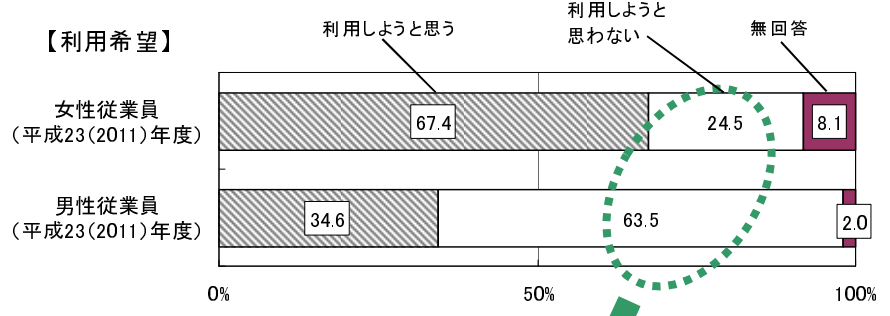
一方、男性従業員は、「利用しようと思わない」と回答した人が63.5%で、その主な理由としては、「子どもの世話をしてくれる人がいる」(36.5%)、「休業中の収入が減少する」(32.9%)などとなっています。

今後、介護が必要になった場合の介護休業制度の利用希望については、女性従業員76.9%、男性従業員61.3%となっています。

「利用しない」と回答した人は、女性従業員20.4%、男性従業員36.2%で、その主な理由として、女性従業員は「会社の制度が整備されていないので申請しにくい」(36.8%)、「上司や同僚に気兼ね」(36.8%)、「会社で介護休業をとった例がない」(36.0%)などを、男性従業員は「休業中の収入が減少する」(36.0%)、「会社で介護休業をとった例がない」(30.2%)などをあげています。

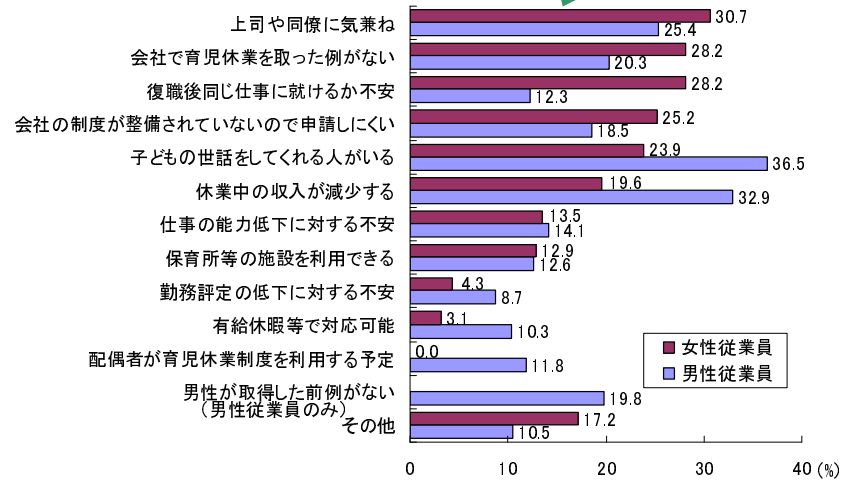
**育児休業制度**

【利用希望】



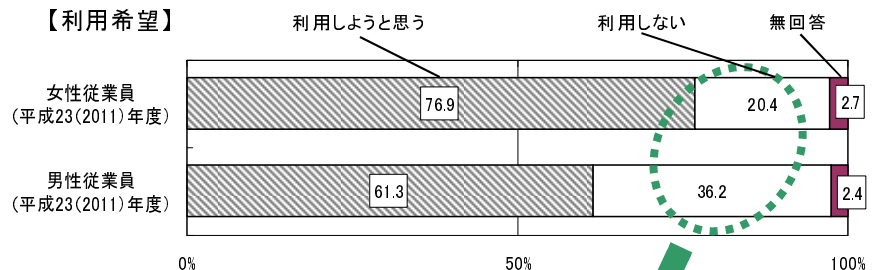
【利用しない理由】

(「利用しようと思わない」と回答した従業員) 複数回答



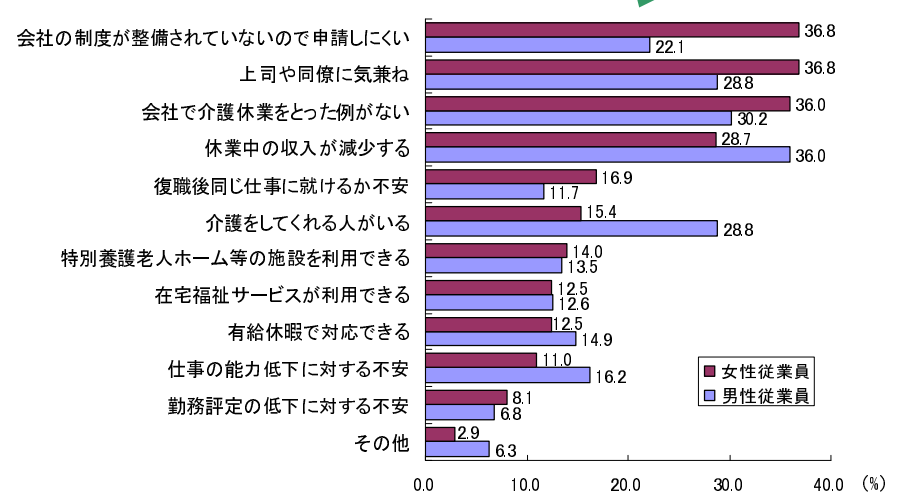
**介護休業制度**

【利用希望】



【利用しない理由】

(「利用しない」と回答した従業員) 複数回答



(注) 調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社に勤務する女性従業員、男性従業員各 2,500 人  
資料：広島県「広島県職場環境実態調査」

## 男性の育児休業

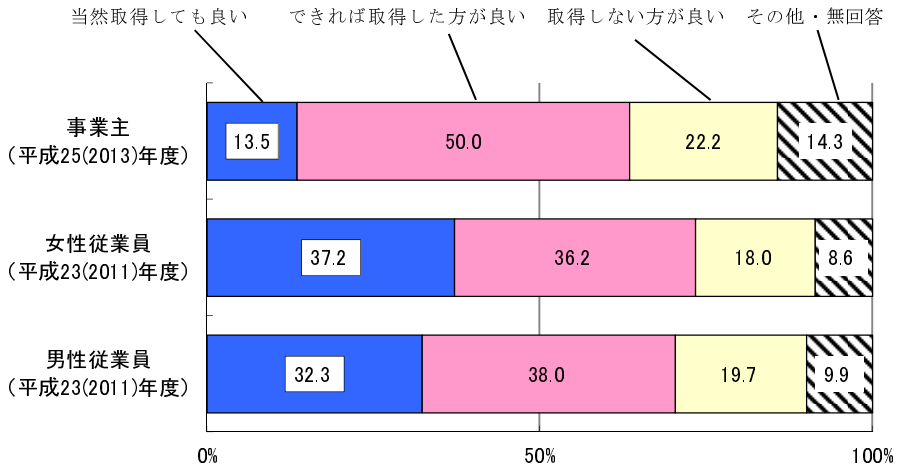
### 男性が育児休業制度を利用することに半数以上が肯定的

男性の育児休業制度利用に対して、「当然取得しても良い」「できれば取得した方が良い」と回答した事業主は 63.5%，女性従業員 73.4%，男性従業員 70.3%と、肯定的な考え方が半数以上となっています。

一方、「取得しない方が良い」と回答した事業主は 22.2%となっています。その理由として、「代替職員を雇用する余裕がない」が 83.5%と最も多く、次いで「他の職員の負担が増える」が 64.9%，「取得すると本人の収入が下がる」が 33.5%となっています。

男性の育児休業取得を促進するための主な取組としては、「県や国の助成制度を活用」(11.8%)、「上司から取得を促す」(10.1%)、「育児休業取得についてチラシ等を配布」(7.9%)となっています。

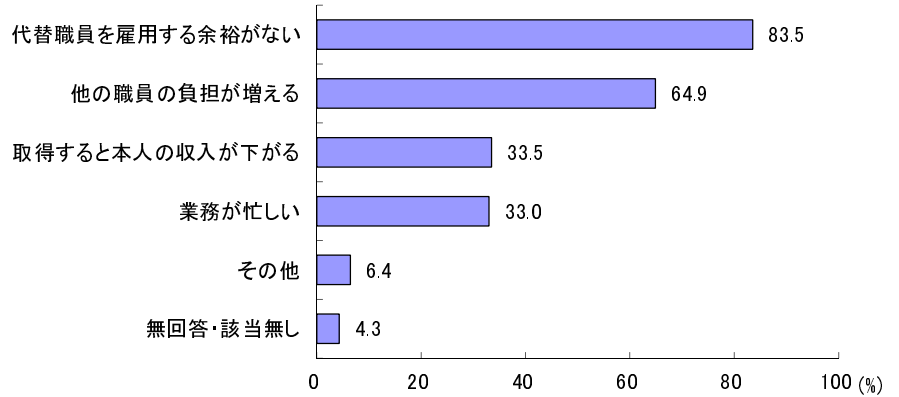
## 男性の育児休業制度利用に対する考え



## 男性が育児休業を取得しない方が良い理由

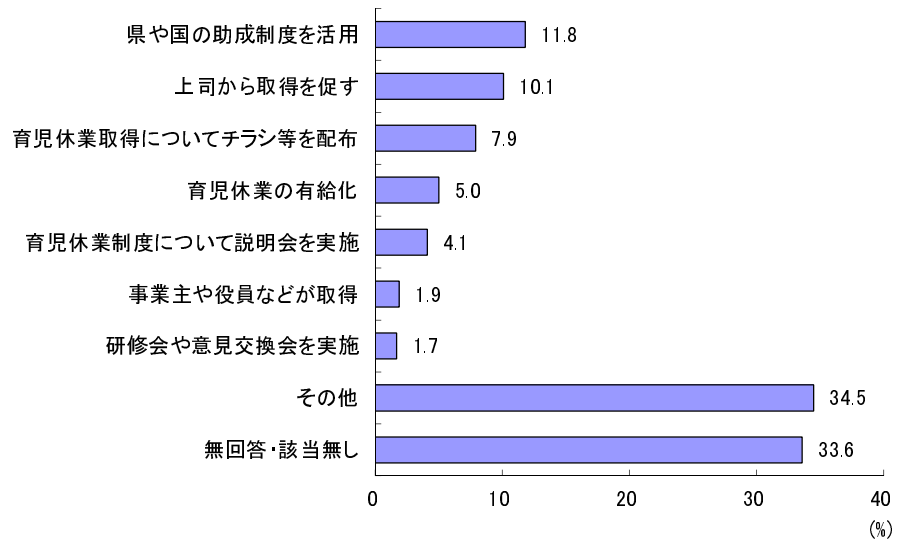
### 【事業主調査】複数回答

(男性の育児休業取得について「取得しない方が良いと思う」と回答した事業所)



## 男性の育児休業取得を促進するための取組

### 【事業主調査】複数回答



(注) 調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社及びそこに勤務する女性従業員、男性従業員各 2,500 人  
資料：広島県「広島県職場環境実態調査」(平成 25 (2013) 年度)(男女従業員調査は平成 23(2011)年度)

## 2 仕事と家庭の両立

**事業主・従業員ともに重要  
と考えているのは、年次有  
給休暇の取得しやすさ**

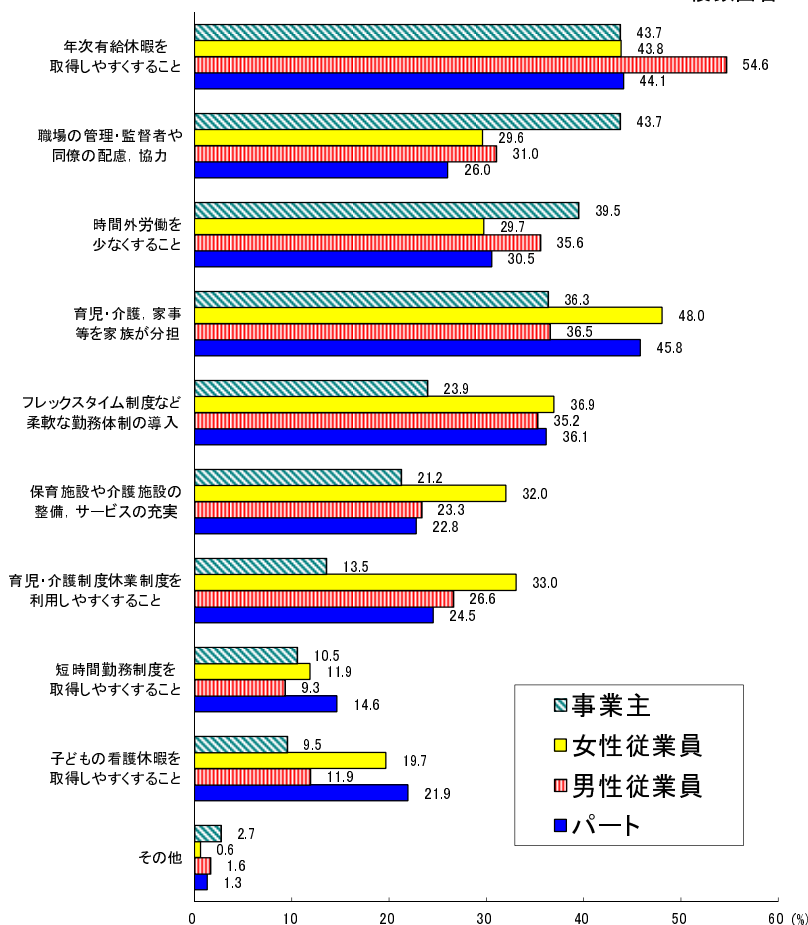
仕事と家庭の両立のために重要なこととして、事業主、男女従業員、パートともに、「年次有給休暇を取得しやすくなること」を上位にあげています。

なお、女性従業員は「育児・介護、家事等を家族が分担」が最も多い回答（48.0%）となっています。

仕事と家庭の両立のために望む支援制度では、男女従業員ともに、「子どもが病気・けがの時の休暇制度（介護休業を除く）」を上位にあげています。

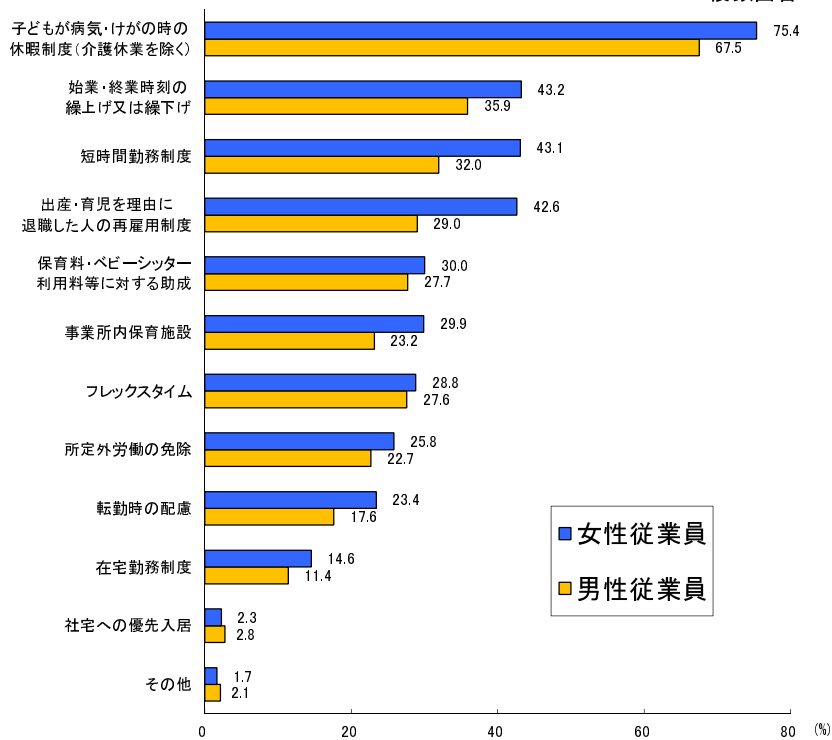
### 仕事と家庭の両立のために重要なこと [平成 23(2011)年度]

複数回答



### 仕事と家庭の両立のために望む支援制度 [平成 23(2011)年度]

複数回答



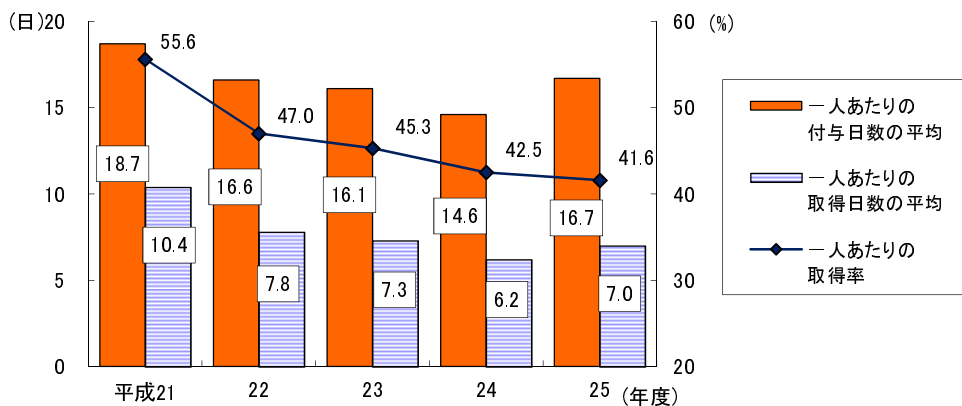
(注) 調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社及びそこに勤務する女性従業員、男性従業員、パート各 2,500 人

資料：広島県「広島県職場環境実態調査」（平成 23（2011）年度）

年次有給休暇取得率は平成 21 (2009) 年度から減少傾向にあります。一人あたりの付与日数の平均をみると、平成 25 (2013) 年度は、前年度から 2.1 日、一人あたりの取得日数の平均も 0.8 日増加しています。

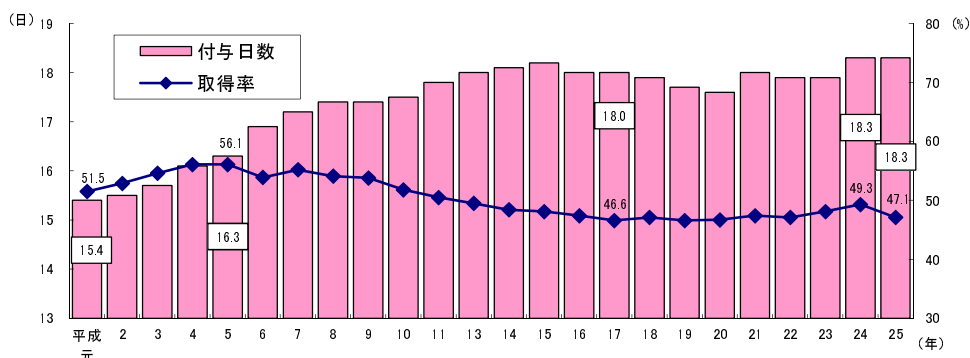
全国的にみると、付与日数は増加傾向にありますが、取得率は平成 7 (1995) 年以降から低下傾向にあり、平成 12 (2000) 年以降は 50% を下回る水準で推移しています。

### 年次有給休暇の取得状況



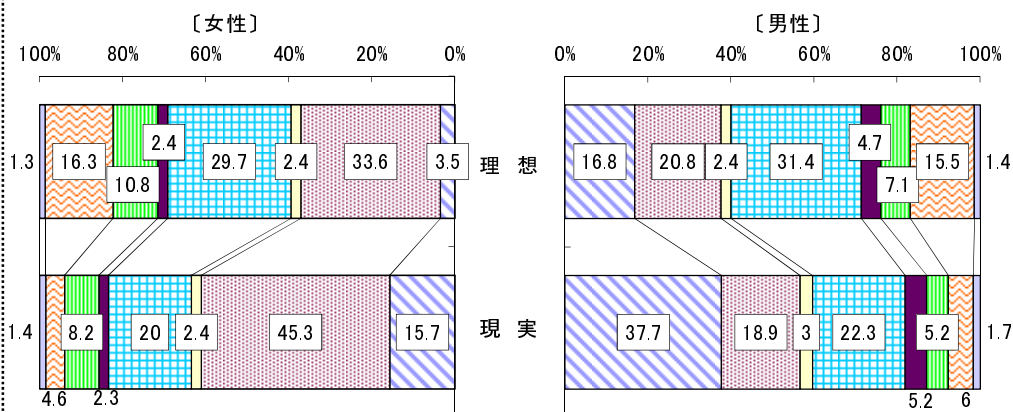
(注) 取得率=取得日数計/付与日数計×100%  
 調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社及びそこに勤務する女性従業員、男性従業員、パート各 2,500 人  
 資料：広島県「広島県職場環境実態調査」

### 【参考】労働者一人平均年次有給休暇の付与日数及び取得率の推移(全国)



(注) 調査対象は、平成 19 年以前は「本社の常用労働者が 30 人以上の民間企業」、平成 20 年からは「常用労働者 30 人以上の民間企業」。平成 12 年はデータなし。また、付与日数には繰越日数を含まない。  
 資料：厚生労働省「就労条件総合調査」

### 【参考】仕事と生活の調和の希望と現実(全国)



- 「仕事」優先
- 「家庭生活」優先
- 「地域・個人の生活」優先
- 「仕事」と「家庭生活」優先
- 「仕事」と「地域・個人の生活」優先
- 「家庭生活」と「地域・個人の生活」優先
- 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」優先
- わからない

(注) 「生活の中での、「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」(地域活動・学習・趣味・付き合い等)の優先度についてお伺いします。まず、あなたの希望に最も近いものをこの中から一つだけお答えください。それではあなたの現実(現状)に最も近いものをこの中から一つだけお答えください。」の回答。

資料：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成 24 年 10 月調査)より作成



### 3 保育所の状況

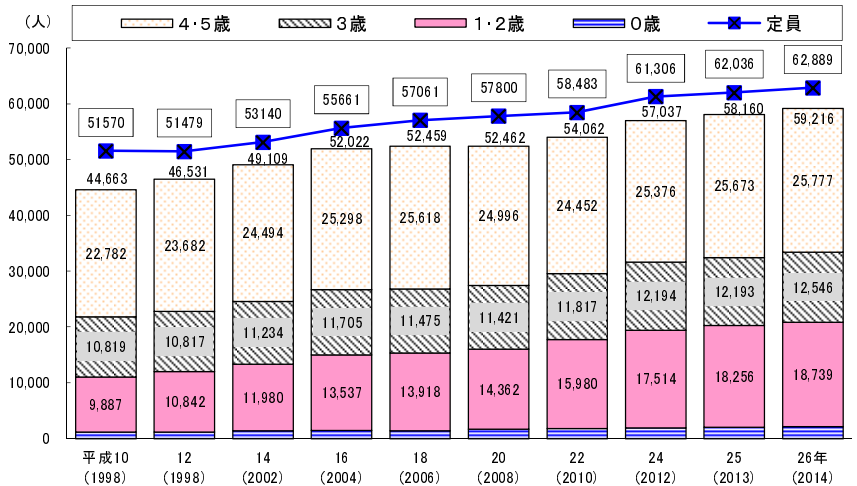
**入所児童数は増加傾向**

平成 26 (2014) 年 4 月 1 日現在の県内の保育所入所児童数は 59,216 人、待機児童数は 447 人と増加しています。

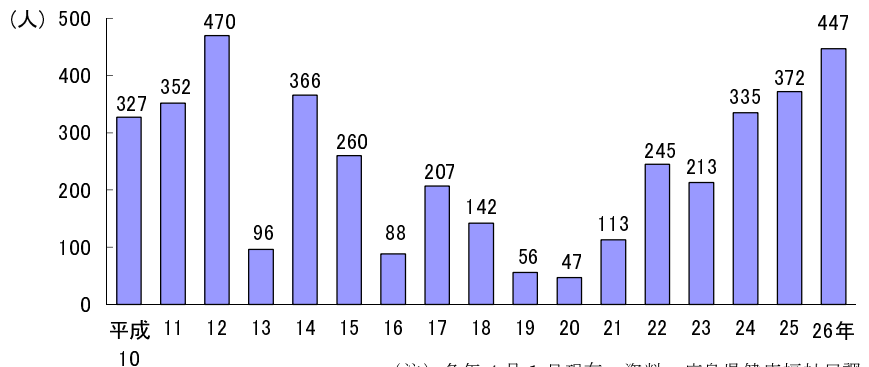
### 5 その他の子育て関連施設

平成 26 (2014) 年 3 月 31 日現在の延長保育実施箇所数は 443、病児・病後児保育実施箇所数は 36、ファミリー・サポート・センター実施箇所数は 18 となっており、いずれも増加傾向にあります。

**保育所入所児童数(年齢別)の推移**

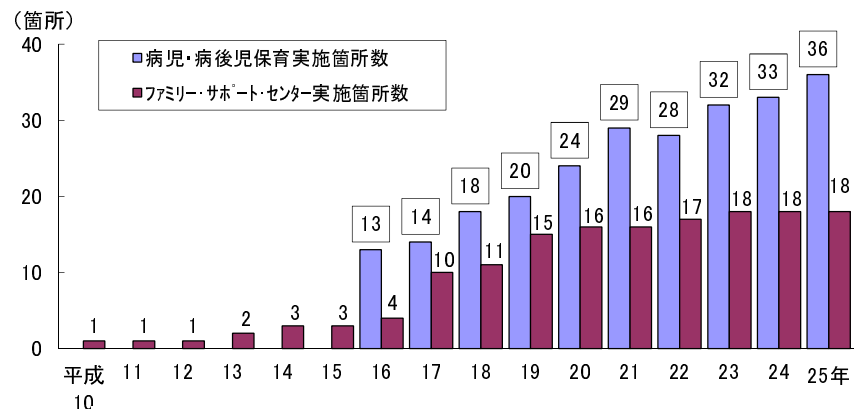
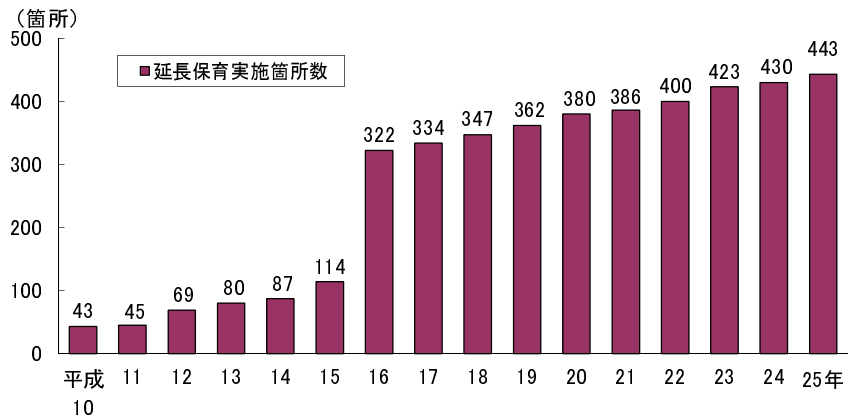


**待機児童数の推移**



(注) 各年 4 月 1 日現在 資料：広島県健康福祉局調べ

**子育て関連施設等の推移**



(注) 各年 3 月 31 日現在 病児・病後児保育実施箇所数は 15 年度以前はデータ無し 資料：広島県健康福祉局調べ

## ■ 社会参画

### 1 県・市町の議員

**女性議員の割合は前年と比べ上昇**

平成 25 (2013) 年 12 月 31 日現在の女性議員の割合は、県議会では 6.1% (4 人) となっています。

市町議会では 10.4% (53 人) となっており、平成 24 (2012) 年度の 9.1% から、1.3 ポイント上昇しました。

市町ごとに見ると、市議会は 10.6%、町議会は 9.8% となっており、平成 24 (2012) 年度から、それぞれ 1.6 ポイント、0.3 ポイント上昇しました。

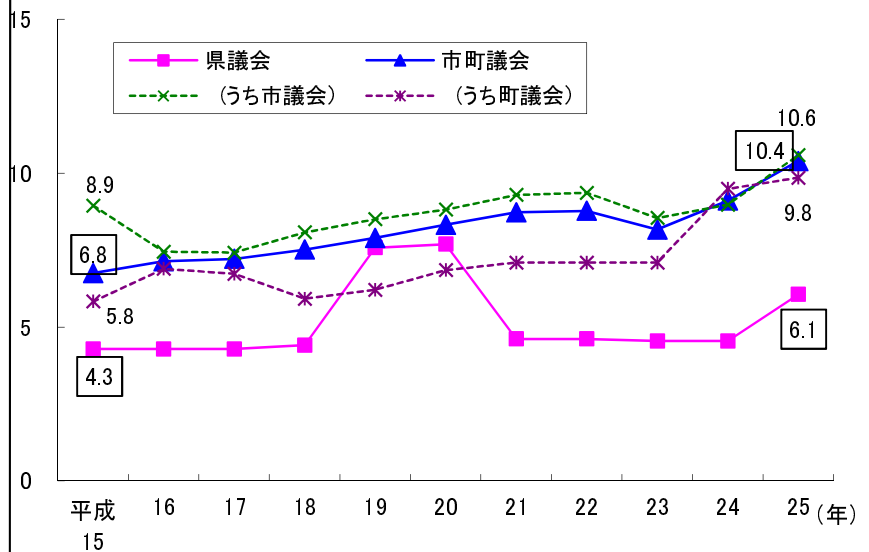
### 県・市町の議員の状況

[平成 25(2013)年 12 月 31 日現在]

区 分	議員総数 (人)	女性議員	
		人数 (人)	割合 (%)
県議会	66 (66)	4 (3)	6.1 (4.5)
市町議会	510 (527)	53 (48)	10.4 (9.1)
市	378 (390)	40 (35)	10.6 (9.0)
町	132 (137)	13 (13)	9.8 (9.5)

(注) 括弧内は前年同期

### 県・市町の女性議員の割合の推移



(注) 各年 12 月 31 日現在

資料：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調査」

### 2 県・市町の審議会等委員

**審議会等における女性委員の割合は県でやや増加、市町でほぼ横ばい**

政策・方針の立案や決定過程への男女共同参画を促進するため、県は審議会等（地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定により設置している附属機関）委員へ積極的に女性を登用することとしています。

この結果、県の審議会等委員のうち女性委員の占める割合は、「広島県男女共同参画基本計画（第 3 次）」に掲げている平成 27 (2015) 年度の目標値 30.0% に対して、平成 26 (2014) 年 6 月 1 日現在で 29.1% となっています。

### 県の行政委員会・審議会等委員の状況

[平成 26(2014)年 6 月 1 日現在]

区 分	行政委員会・審議会等数			委員数		
	総数	女性が参画している 委員会・審議会		総数 (人)	女性委員	
		会数	割合 (%)		人数 (人)	割合 (%)
行政委員会 (地方自治法 第 180 条の 5 関係)	9 (9)	7 (7)	77.8 (77.8)	75 (69)	13 (11)	17.3 (15.9)
審議会等	61 (54)	55 (52)	90.2 (96.3)	1,249 (1,152)	363 (332)	29.1 (28.8)
5 審議会※を 除く。	56 (49)	52 (49)	92.9 (100.0)	1,014 (918)	356 (324)	35.1 (35.3)

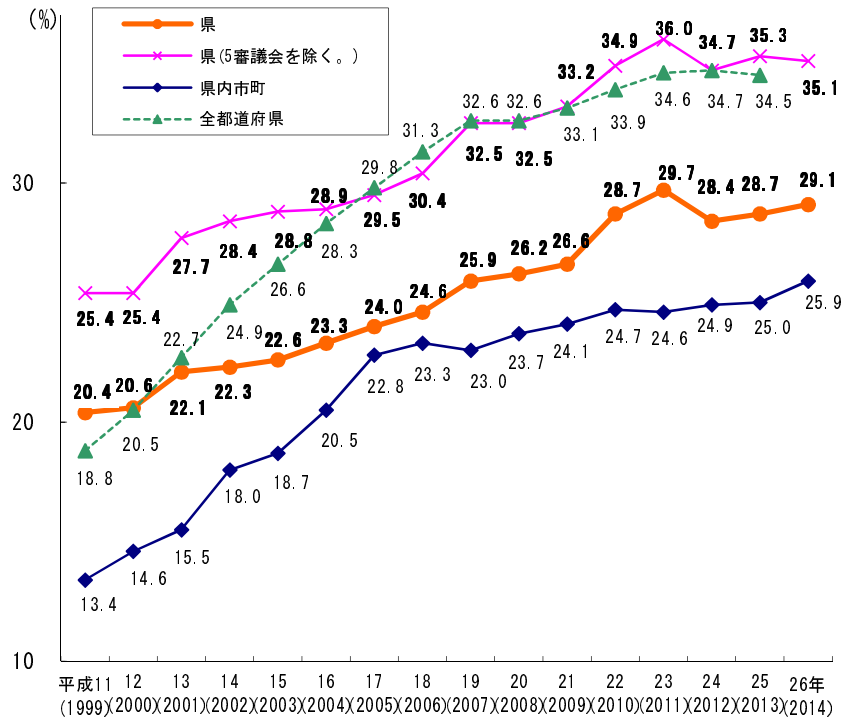
(注) 括弧内は前年同期

※ 5 審議会：法令等により構成員の職務分野が指定されている審議会  
広島県交通安全対策会議、広島県石油コンビナート等防災本部、  
広島県防災会議、広島県地方港湾審議会及び広島県国民保護協議会

資料：広島県人事課、広島県教育委員会、広島県警察本部調べ

また、市町の審議会等委員のうち女性委員の占める割合は、平成 26 (2014) 年 4 月 1 日現在で 25.9% となっています。  
(市町の審議会等委員の状況については 78 ページ参照)

### 審議会等における女性委員の割合の推移(全国・県・市町)



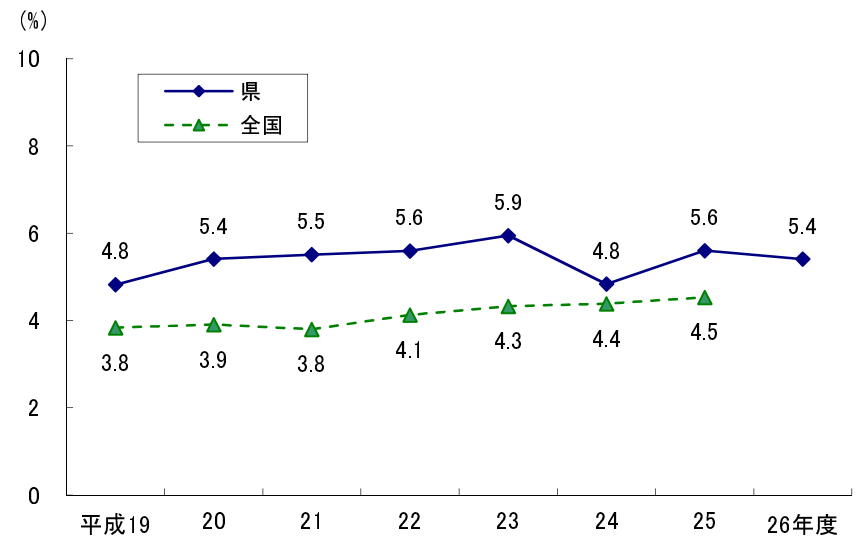
(注) 県は 6 月 1 日現在  
市町は 4 月 1 日現在 (ただし、平成 14(2002)年・平成 15(2003)年は 3 月 31 日現在)  
平成 26(2014)年の全都道府県の数値は、内閣府が平成 26(2014)年度内に公表見込  
資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」、  
広島県人事課、広島県人権男女共同参画課、広島県教育委員会、広島県警察本部調べ

### 3 地域における状況

**自治会長における女性の割合はほぼ横ばい**

自治会長における女性の割合の推移をみると、平成 19 (2007) 年から 5% 前後と、ほぼ横ばいの傾向にあります。

### 自治会長における女性の割合の推移(全国・県)



(注) 各年 4 月 1 日現在  
広島市、三次市(平成 20 年度のみ)、庄原市(平成 21 年度～平成 25 年度)、大崎上島町(平成 21 年度のみ)、東広島市(平成 24 年度以降)を除く。  
平成 26(2014)年の全都道府県の数値は、内閣府が平成 26(2014)年度内に公表見込  
資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」、  
広島県人権男女共同参画課調べ

#### 4 農林水産業における方針決定の場への女性の参画

**農協役員、農業委員の女性割合は増加傾向  
女性が登用されていない組織数は減少傾向**

農林水産業に従事する女性の方針決定の場への参画状況は、農協役員が6.5%、農業委員が9.7%、漁協役員が0.8%などとなっています。

農協役員及び農業委員は増加傾向にあります。

また、農業委員会、農業協同組合における女性が登用されていない組織数は減少傾向にあり、農業委員会は平成22(2010)年度の8から平成26(2014)年度は5に、農業協同組合は平成18(2006)年度の8から、平成26(2014)年度は3にそれぞれ減少しました。

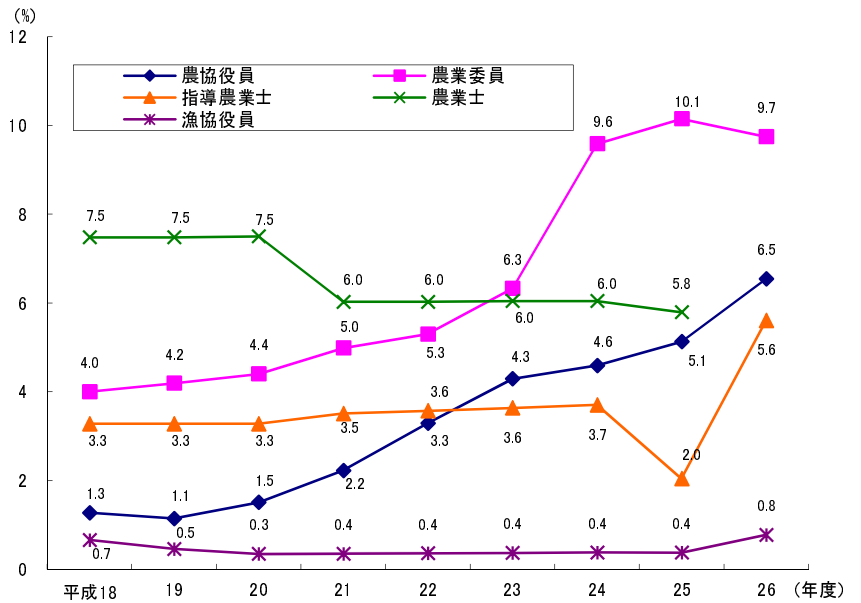
#### 農林水産業における方針決定の場への女性参画状況

[平成26(2014)年4月1日現在]

区分	総数(人)	女性	
		人数(人)	割合(%)
農協役員	382 (390)	25 (20)	6.5 (5.1)
農業委員	544 (552)	53 (56)	9.7 (10.1)
指導農業士	107 (49)	6 (1)	5.6 (2.0)
漁協役員	771 (793)	6 (3)	0.8 (0.4)

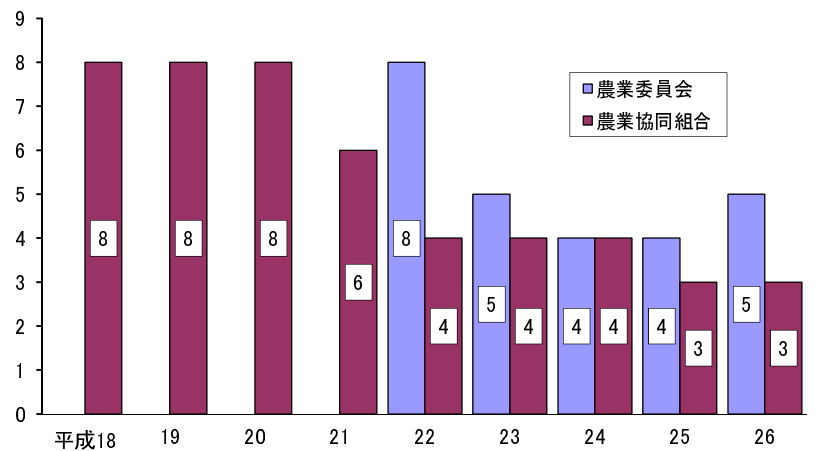
(注) 括弧内は前年同期  
資料: 広島県農林水産局調べ

#### 農林水産業における方針決定の場への女性参画状況の割合の推移



(注) 各年4月1日現在  
農業士について、平成26年度以降は指導農業士に統合  
資料: 広島県農林水産局調べ

#### 農業委員会、農業協同組合における女性が登用されていない組織数の推移



(注) 各年4月1日現在。  
農業委員会について、平成21年度以前はデータなし  
資料: 広島県農林水産局調べ

■ 意識

1 男女の地位

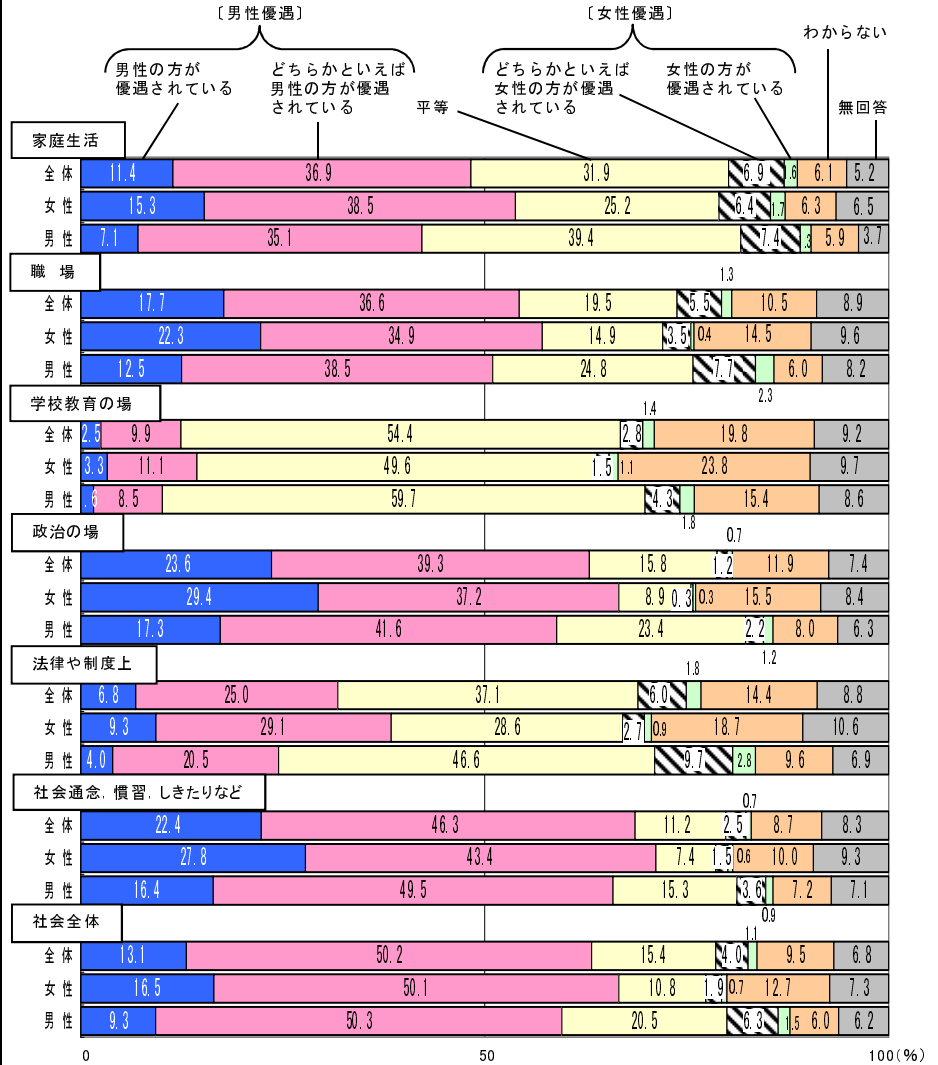
「社会全体」の男女の地位について〔平等〕と回答した人の割合は、女性が10.8%、男性が20.5%で、前回調査より増加

男女の地位の平等感について、〔平等〕と回答した人の割合は「学校教育の場」で54.4%と最も高く、次いで「法律や制度上」（37.1%）、「家庭生活」（31.9%）となっています。

また、〔男性優遇〕（「男性の方が優遇されている」+「どちらかといえば男性の方が優遇されている」）と回答した人の割合は、「社会通念、慣習、しきたりなど」が68.7%で最も高く、「社会全体」（63.3%）と続いており、すべての分野で〔女性優遇〕（「どちらかといえば女性の方が優遇されている」+「女性の方が優遇されている」）を上回っています。

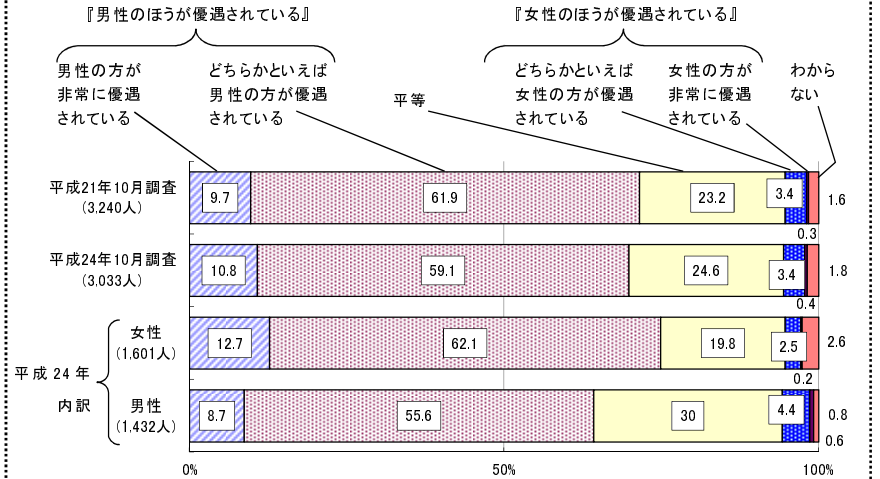
「社会全体」について〔平等〕と回答した人の割合は、女性が10.8%、男性が20.5%で、前回調査（平成20（2008）年度）の女性7.3%、男性19.1%から増加していますが、全国と比べるとそれぞれ下回っています。

男女の地位の平等感



（注）調査対象は、県内在住の20歳以上の県民2,000人  
資料：広島県「広島県政世論調査」（平成23（2011）年度）

【参考】社会全体における男女の地位の平等感（全国）



資料：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」

# ■ 教 育

## 1 大学・短期大学・大学院

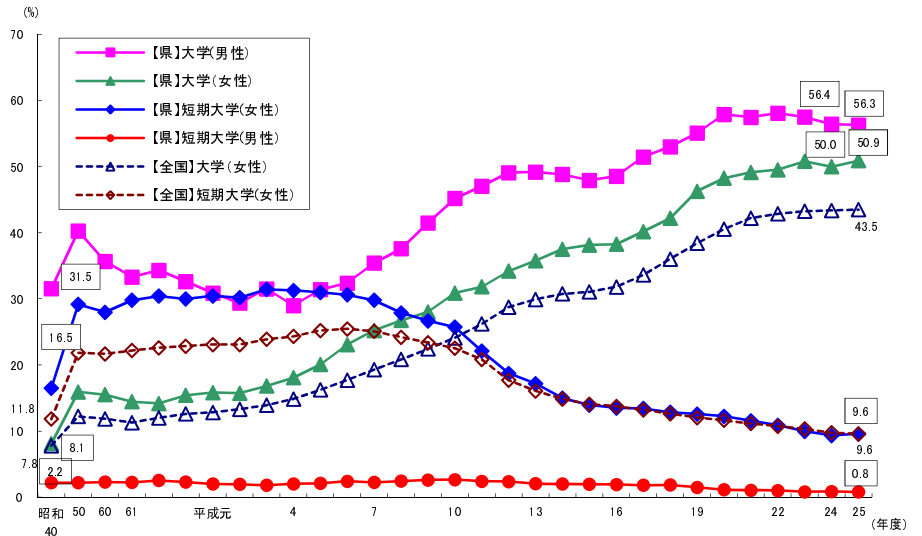
### 男女ともに大学進学率は 上昇傾向

大学進学率は、男女共に上昇傾向にあり、平成 25 (2013) 年で、男性 56.3%、女性 50.9%となっており、男性が 5.4 ポイント女性を上回っています。

女性の短期大学進学率は平成 3 (1991) 年以降から、下降傾向にあり、平成 25 (2013) 年は 9.6%となっています。

女性の大学進学率は平成 9 (1997) 年以降は、短期大学進学率を上回っています。

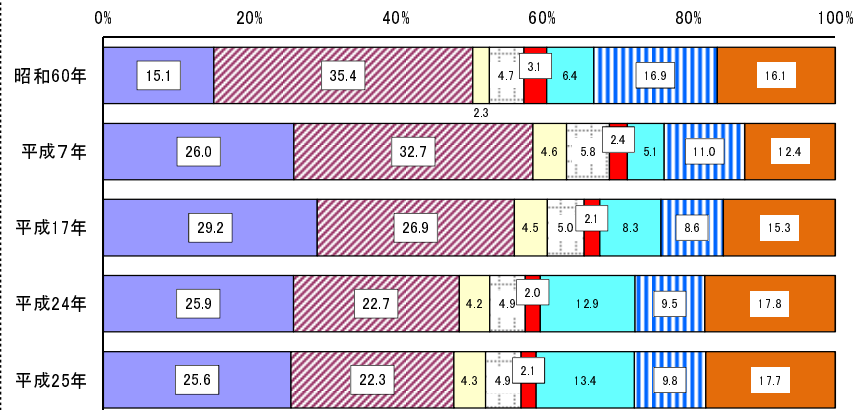
### 男女別大学・短期大学進学率の推移(全国・県)



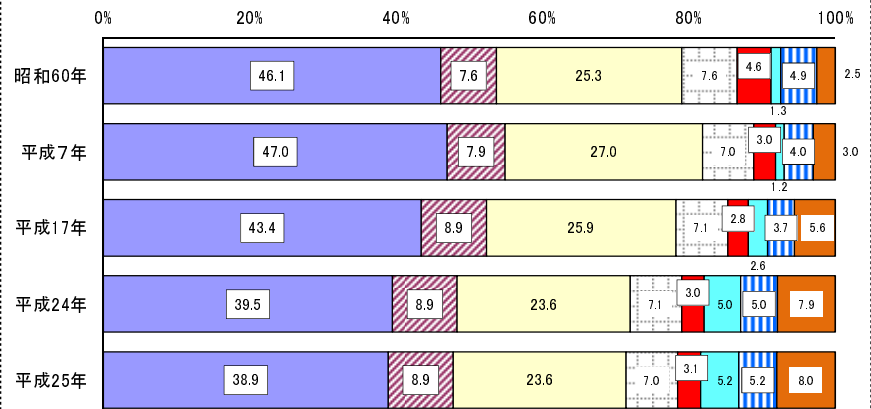
(注) 昭和 60 年以前の数値は通信過程を卒業した者を含まない。

### ★【参考】専攻分野別学生割合(大学(学部))の推移(全国)

#### 【女性】



#### 【男性】



- 社会科学
- 人文科学
- 工学
- 理学・農学
- 医学・歯学
- 薬学・看護学等
- 教育
- その他

(注) その他は「家政」「芸術」「商船」「その他」の合計  
国立・公立・私立のすべてを含む。

資料：文部科学省「学校基本調査」(平成 25 (2013) 年度)

# ■ 家 庭

## 1 1日の生活時間

**2次活動の時間の使い方では、男性の家事関連の時間は45分程度**

県内の男女の1日の行動時間を比較すると、2次活動の時間の使い方では男女間に大きな違いが現れています。

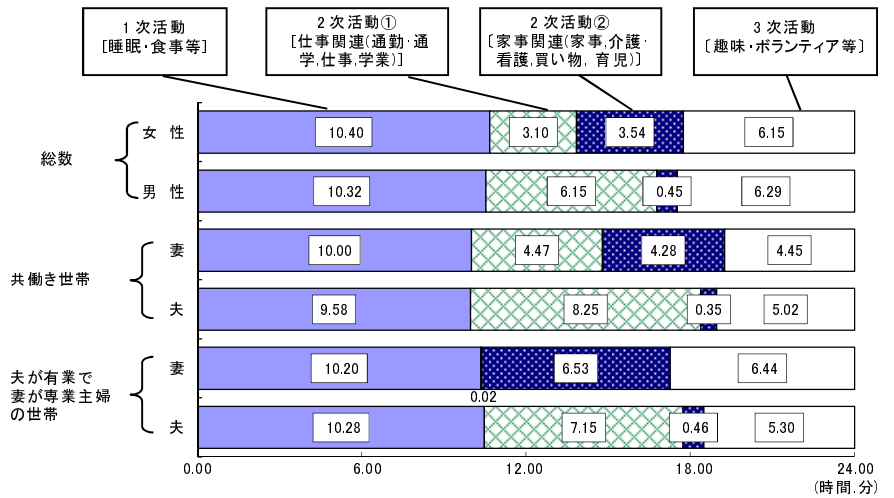
年齢別に見ると、特に25～64歳の各年齢では、男性の家事関連の時間は女性に比べて短く、仕事関連の時間が長くなっています。

- 1次活動：睡眠、食事など生理的に必要な活動
- 2次活動：仕事、家事など社会生活を営む上で義務的な性格の強い活動
- 3次活動：1次、2次活動以外の各人が自由に使える時間における活動

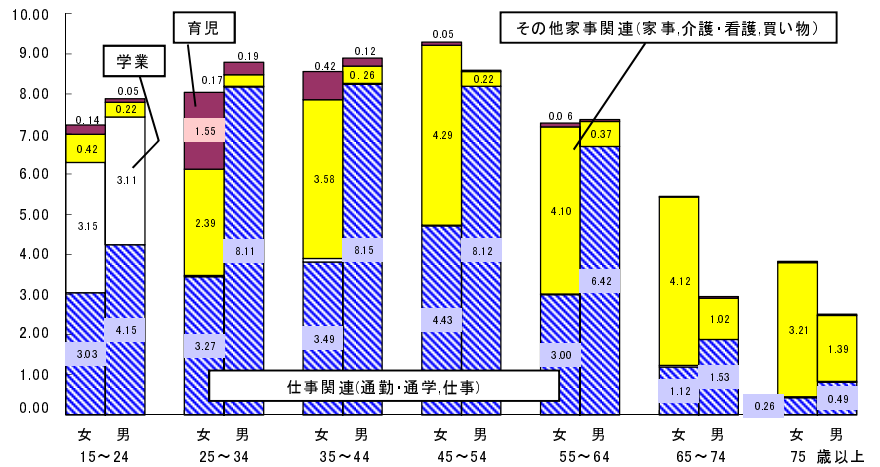
6歳未満児のいる夫婦の夫の家事、育児時間を見ると、広島県の家事関連時間は1時間15分、そのうち育児の時間は52分となっています。全国と比較すると家事関連時間は9分、育児の時間は13分上回っています。

しかし、他の先進国と比較すると、低水準にとどまっています。

**1日の行動の種類別総平均時間数**

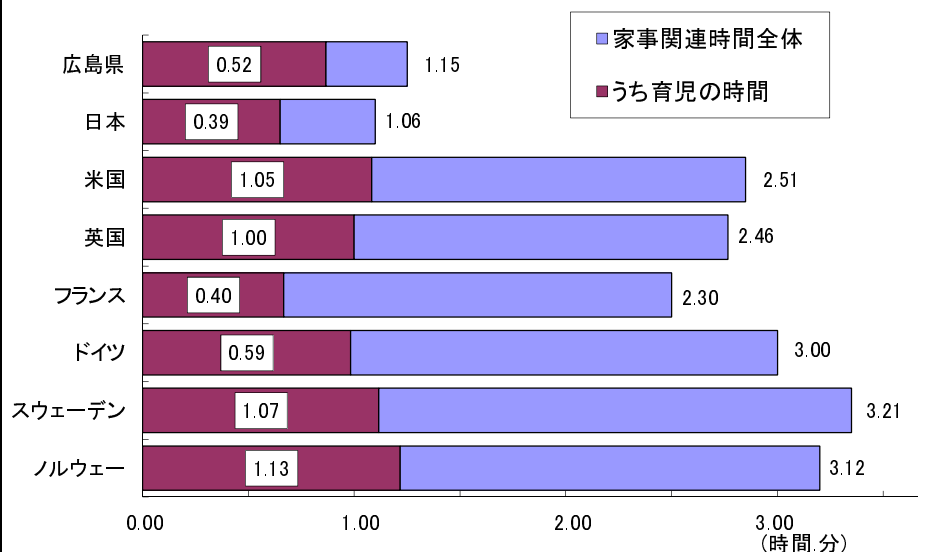


**男女、年齢別の2次活動の生活時間**



(注) 調査対象は、平成17年国勢調査調査区の中から無作為に抽出した15歳以上の世帯員  
資料：総務省「社会生活基本調査」(平成23(2011)年)

**6歳未満児のいる夫婦の夫の家事、育児時間(国際・全国・県)**



資料：総務省「社会生活基本調査」(平成23(2011)年)  
Eurostat "How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men" (2004)  
Bureau of Labor Statistics of the U.S. "American Time Use Survey" (2011)

健康

1 子宮がん、乳がん

子宮がん、乳がんの検診受診率は3割未満

平成 24 (2012) 年度における子宮がん検診受診率は 29.1%，乳がん検診受診率は 24.4% となっており，どちらも全国より高い受診率です。

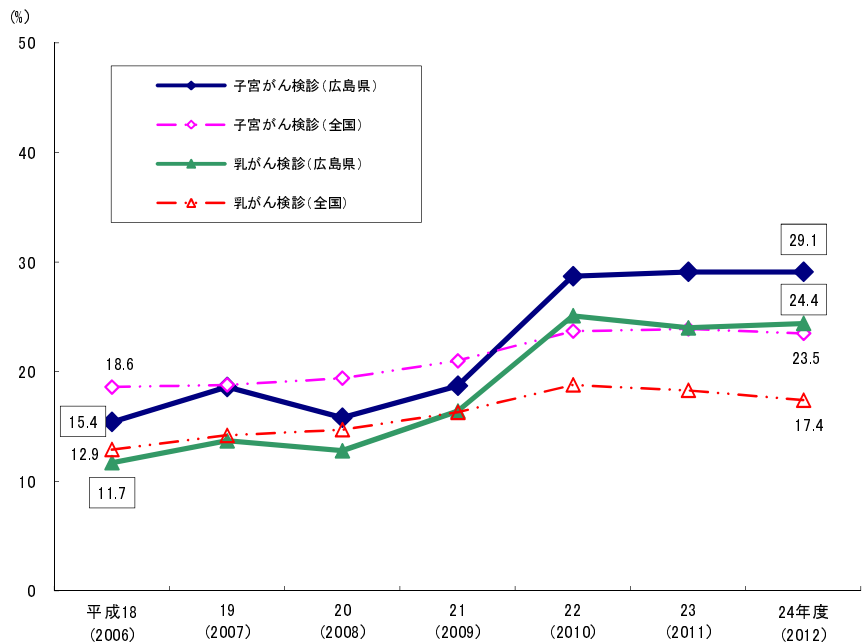
平成 18 (2006) 年度の受診率と比較してみると，子宮がん検診受診率は 15.4% から 13.7 ポイント，乳がん検診は 11.7% から 12.7 ポイント上昇しました。

しかし，どちらも依然として 3 割未満となっています。

年齢調整死亡率は子宮がん 3.8%，乳がん 11.1%

平成 24 (2012) 年の年齢調整死亡率は，子宮がん 3.8%，乳がん 11.1% となっており，どちらも全国よりやや低い割合です。

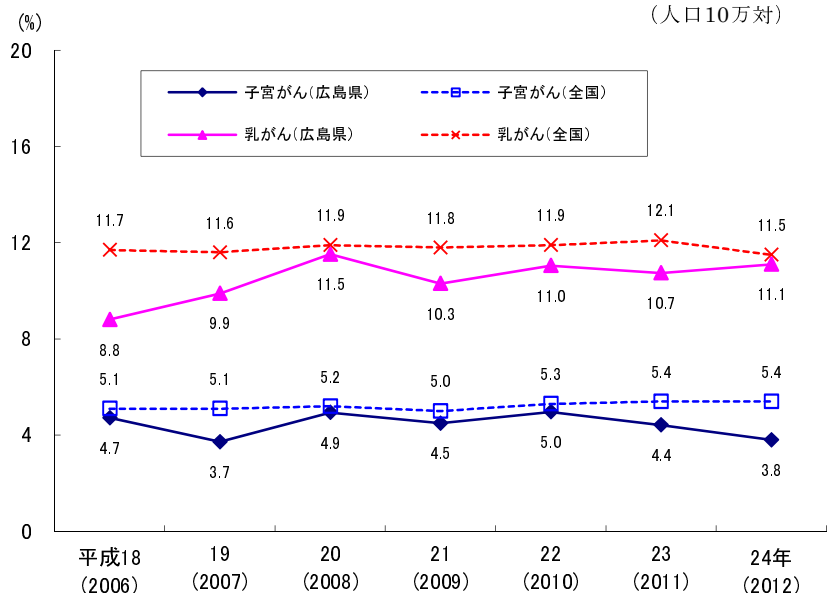
子宮がん・乳がん検診受診率の推移(全国・県)



(注) 検診は，市町が実施するがん検診の数値を集計。乳がん検診は40歳以上，子宮がん検診は20歳以上が対象。

資料：厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」(平成20～24年度)  
厚生労働省「地域保健・老人保健事業報告」(平成18，19年度)

子宮がん・乳がんの年齢調整死亡率の推移(全国・県)



(注) 年齢調整死亡率：年齢構成の異なる地域間で死亡状況の比較ができるように年齢構成を調整した死亡率のこと。

資料：厚生労働省「人口動態調査」(平成24年度)  
広島県「人口動態統計年報」



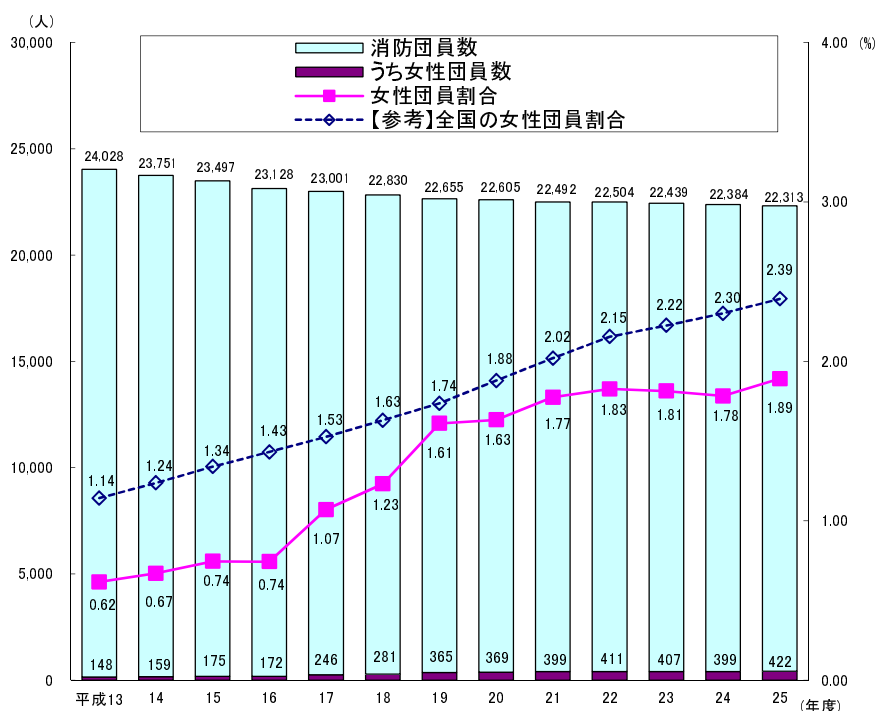
## 2 防災

### 女性消防団員は全体の 1.89%

市町の消防団員数は平成 13 (2001) 年から減少していきませんが、女性消防団員数は、平成 25 (2013) 年度は 422 人となっており、平成 13 (2001) 年度の 148 人から 274 人増加しました。

女性団員の割合は平成 25 (2013) 年度は 1.89%と、全国よりも低くなっています。

### 市町における消防団の状況(全国・県)



(注) 各年 4 月 1 日現在

資料：消防庁「消防防災・震災対策現況調査」

### 県の防災会議の女性委員割合は 1.7%

広島県防災会議は、平成 24(2012)年 10 月に女性委員が 1 名加わり、全体に占める割合は 1.7%になりました。

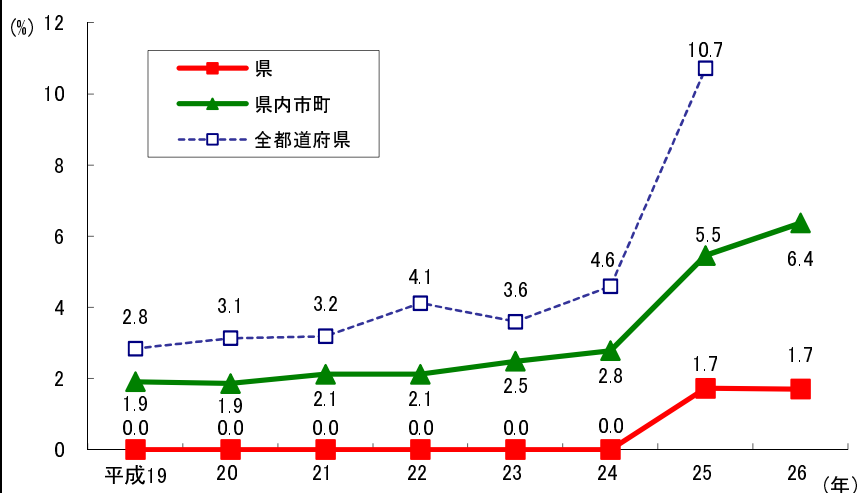
また、県内市町の防災会議委員のうち女性委員の占める割合は、上昇傾向にあり、平成 26(2014)年 4 月 1 日現在で 6.4%となっています。

### 県・市町の防災会議の委員の状況

(注)括弧内は前年同期

区 分	委員総数 (人)	女性委員		
		人数 (人)	割合 (%)	
県防災会議	58 (58)	1 (1)	1.7 (1.7)	
市町防災会議	785 (788)	50 (43)	6.4 (5.5)	
	市	542 (543)	39 (33)	7.2 (6.1)
	町	243 (245)	11 (10)	4.5 (4.1)

### 地方防災会議における女性委員の割合の推移(全国・県・市町)



(注) 県は 6 月 1 日現在 市町は 4 月 1 日現在

平成 26(2014)年の全都道府県の数値は、内閣府が平成 26(2014)年度内に公表見込

資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

広島県人権男女共同参画課調べ

## ■ 女性に対する暴力、セクシュアル・ハラスメント

### 1 相談件数等

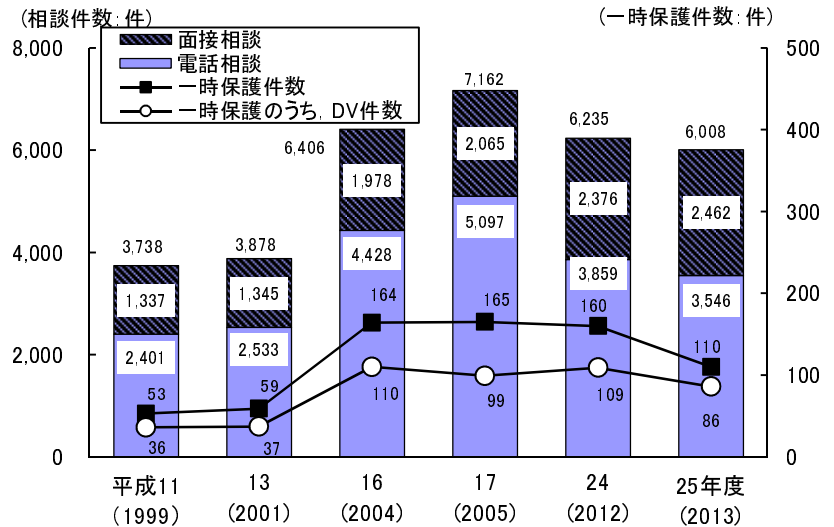
#### こども家庭センター等における相談件数等は横ばい

こども家庭センター及び婦人相談員設置市における平成25(2013)年度の相談件数は6,008件で、前年度より227件(3.6%)減少しています。相談件数のうち暴力逃避(配偶者等, 子, 親, その他の親族及びその他の者による身体的, 精神的又は性的暴力被害)に関する相談は2,542件で, 42.3%を占めています。

また, 一時保護は110件で, 前年度より50件(31.3%)減少しており, そのうちDV(ドメスティック・バイオレンス。52ページ参照)に関するものは86件で78.2%を占めています。

平成25(2013)年度に広島県女性総合センター「エソール広島」に寄せられた相談は, 電話相談が1,875件, 面接相談が90件となっています。

### こども家庭センター等における女性に関する相談件数等の推移



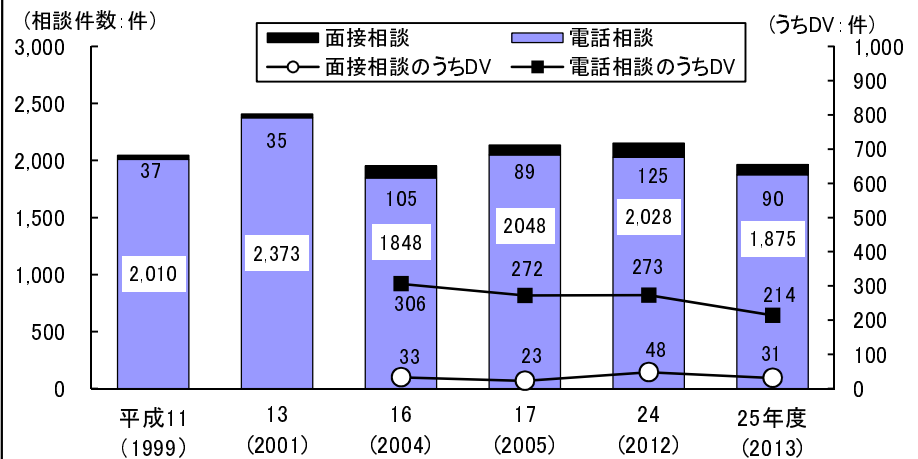
こども家庭センター等における相談件数等の状況(平成25(2013)年度)

区分	件数(件)	割合(%)
面接相談	2,462(2,376)	—
うち暴力逃避	1,096(1,142)	44.5(48.1)
電話相談	3,546(3,859)	—
うち暴力逃避	1,446(1,730)	40.8(44.8)
相談合計	6,008(6,235)	—
うち暴力逃避	2,542(2,872)	42.3(46.1)

区分	件数(件)	割合(%)
一時保護	110(160)	—
うちDV	86(109)	78.2(68.1)

(注) 女性に関する相談: 売春防止法による女性相談及びDV防止法による配偶者等の暴力相談。男性からのDV相談を含む。  
括弧内は前年同期  
資料: 広島県健康福祉局調べ

### 「エソール広島」相談事業における件数の推移



「エソール広島」相談事業における件数の状況(平成25(2013)年度)

区分	件数(件)	割合(%)
電話相談	1,875(2,028)	—
うちDV	214(273)	11.4(13.5)
面接相談	90(125)	—
うちDV	31(48)	34.4(38.4)
相談合計	1,965(2,153)	—
うちDV	245(321)	12.5(14.9)

(注) 括弧内は前年同期  
資料: (公財) 広島県男女共同参画財団調べ

広島労働局雇用均等室の相談窓口に寄せられた相談件数は、平成 25 (2014) 年度で 268 件となっています。そのうち事業主からは 35 件、女性労働者からは 158 件、男性労働者からは 14 件、その他が 61 件でした。

## 2 配偶者からの暴力 (DV)

**D V 認知件数は上昇傾向**

D V 認知件数は、平成 25 (2013) 年は 1,207 件となっており、平成 24 (2012) 年から 249 件増加しています。

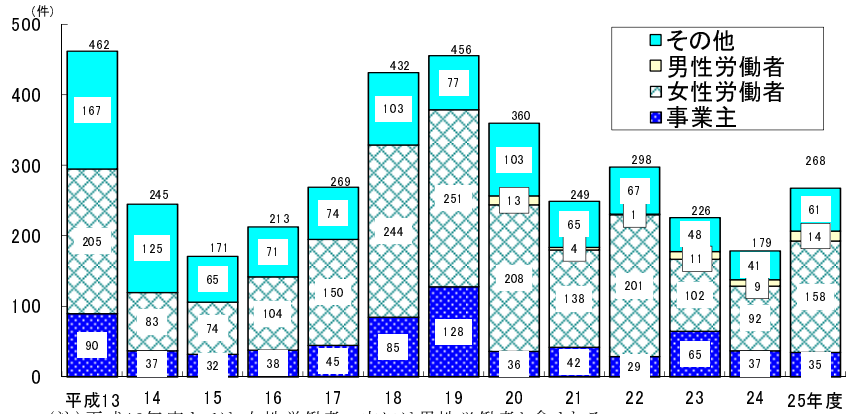
## 3 性犯罪

**電話相談件数は 15 件**

平成 25 (2013) 年の「性犯罪相談 110 番」の電話相談件数は 15 件となっており、前年と比較して、12 件減少しています。

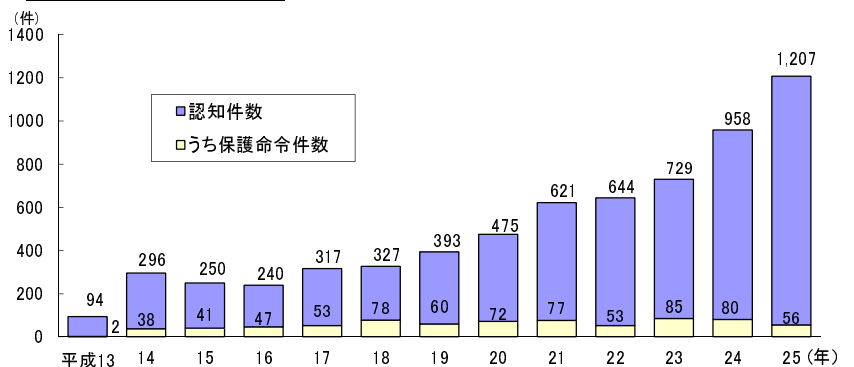
また、性犯罪の認知件数は平成 25 (2013) 年で 199 件となっています。そのうち検挙件数は 123 件となっており、全体の 61.8%となっています。

## セクシュアル・ハラスメント相談件数の推移



(注) 平成19年度までは、女性労働者の中には男性労働者も含まれる。  
資料: 広島労働局雇用均等室調べ

## DV 認知件数の推移



資料: 広島県警察本部調べ

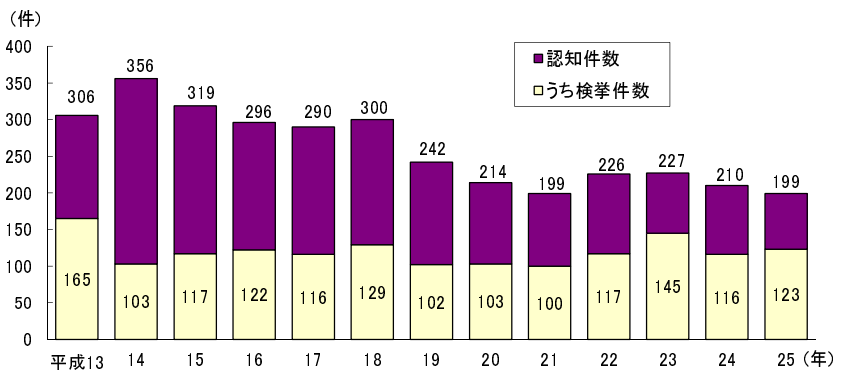
## 「性犯罪相談110番」の受案件数

[平成 25(2013)年 1月～12月計]

内 容	件数 (件)	割合 (%)	
性犯罪の被害申告に関するもの	7 (13)	46.7 (48.1)	
過去の性犯罪被害の悩みに関するもの	2 (3)	13.3 (11.1)	
性的ないやがらせに関するもの	1 (0)	6.7 (0.0)	
精神的な悩みに関するもの	1 (0)	6.7 (0.0)	
男女の性に関するもの	1 (0)	6.7 (0.0)	
事件容疑情報	0 (0)	0.0 (0.0)	
つきまとい行為に関するもの	0 (3)	0.0 (11.1)	
男女間暴力	0 (0)	0.0 (0.0)	
上記以外の相談	3 (8)	20.0 (29.6)	
合 計	15 (27)		
	女性	14 (20)	93.3 (74.1)
	男性	1 (4)	6.7 (14.8)
	不明	0 (3)	0.0 (11.1)

(注) 括弧内は前年同期 資料: 広島県警察本部調べ

## 県警における性犯罪事案対応状況



資料: 広島県警察本部調べ

#### 4 セクシュアル・ハラスメント

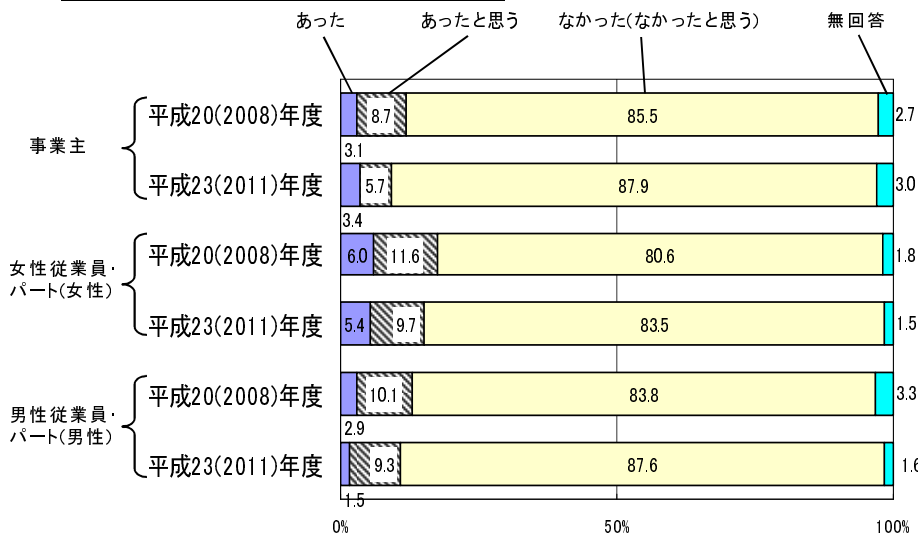
##### 有無と内容

**パートを含む女性の8.7%  
男性の0.7%が「セクハラ  
を受けた」と回答**

パートを含む女性従業員の15.1%、男性従業員の10.8%が、セクシュアル・ハラスメント(53ページ参照)が「あった」、「あったと思う」と回答しています。

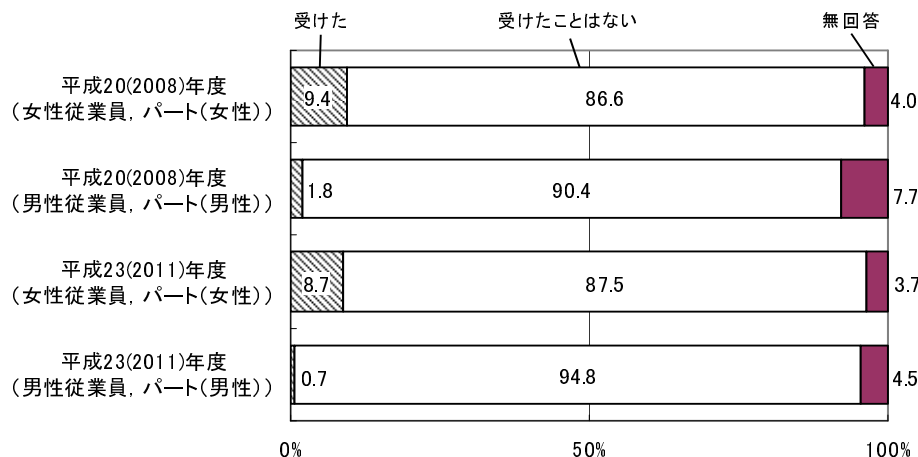
また、パートを含む女性従業員の8.7%、男性従業員の0.7%が「セクハラを受けた」と回答しており、内容では、女性従業員からは「不必要に身体に触られた」(53.2%)との回答が、男性従業員からは、「容姿や体型について性的に話題とされた」(80.0%)との回答が最も多くなっています。

#### 職場におけるセクハラの有無の認識

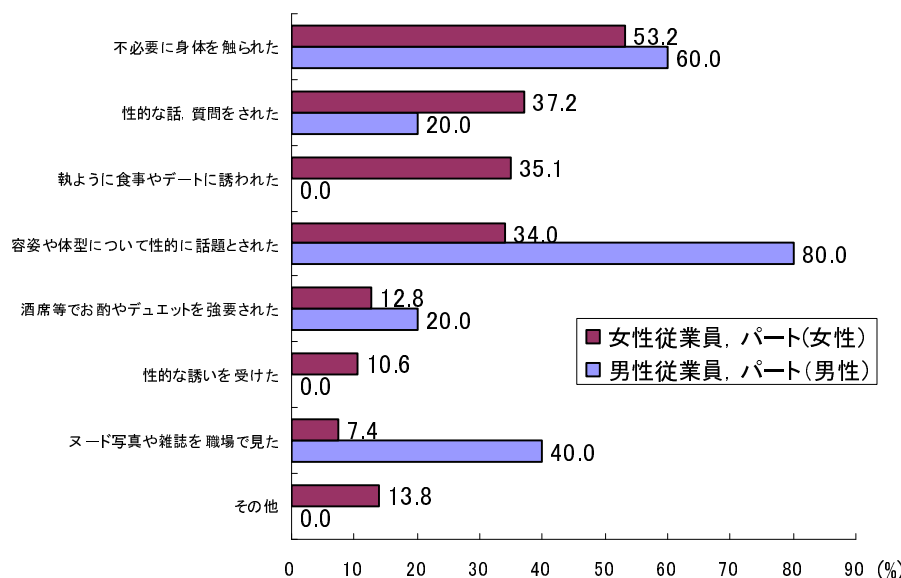


#### 本人のセクハラ被害の有無

(「セクハラを受けた」と回答した従業員) 複数回答



#### セクハラの内容【平成23(2011)年度】



(注) 調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社及びそこに勤務する女性従業員、男性従業員、パート各 2,500 人  
資料：広島県「広島県職場環境実態調査」(平成 23 (2011) 年度)  
広島県「広島県働く男女の雇用環境実態調査」(平成 20 (2008) 年度)

## 原因

**事業主・従業員ともに、依然として男女や個人に意識の差があることが原因と回答**

セクシュアル・ハラスメントが生じる主な原因は、事業主・従業員ともに、「依然として男女や個人に意識の差がある」（事業主 54.6%、女性従業員 58.0%、男性従業員 56.6%、パート 50.1%）との回答が最も多くなっています。

## 防止対策

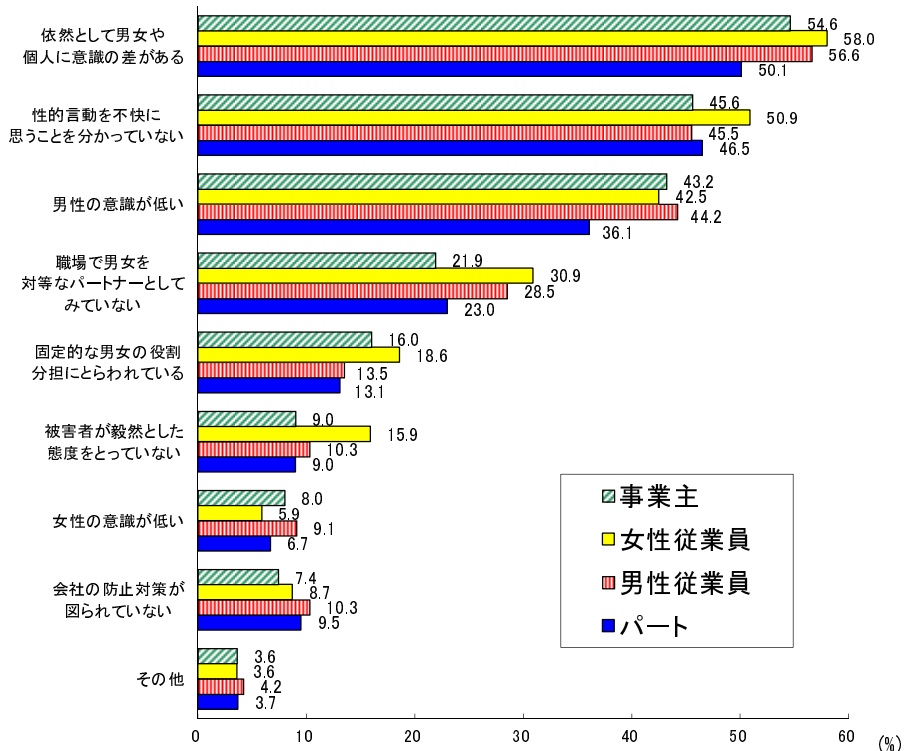
**防止対策を講じている事業主の割合は 37.7%**

事業主は男女雇用機会均等法（5 ページ参照）により、セクシュアル・ハラスメント防止対策を講じるよう定められており、事業主の 37.7%が防止対策を講じています。

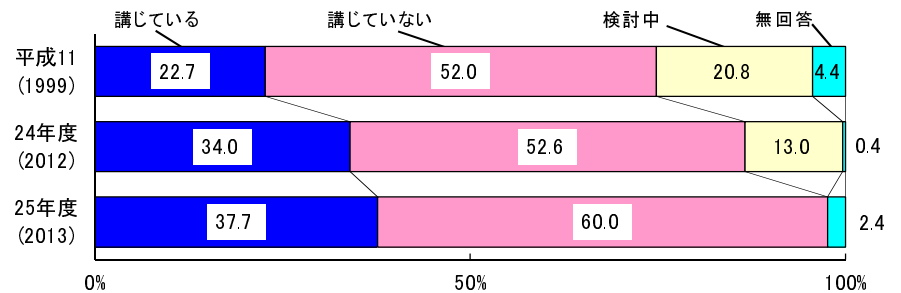
内容では、「就業規則等への禁止の明文化」が 69.8%と最も多く、次いで「相談があった場合の迅速かつ適切な対応」が 51.3%となっています。

## セクハラの原因【平成 23(2011)年度】

（「セクハラがあった」と回答した事業主、従業員）複数回答

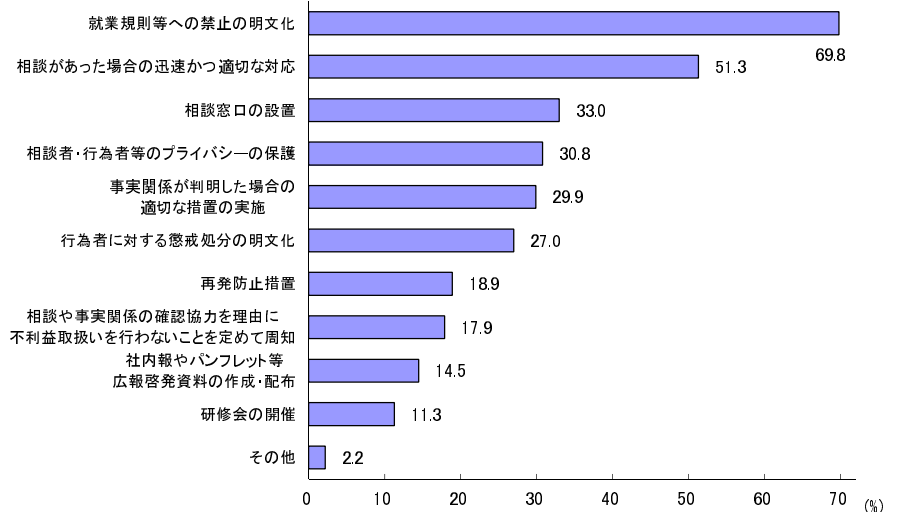


## セクハラ防止対策の有無【事業主調査】



## セクハラ防止対策の内容【平成 25(2013)年度】

【事業主調査】（「セクハラ防止対策を講じている」と回答した事業主）複数回答



（注）調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社（平成 11（1999）年度は 2,000 社）及びそこに勤務する女性従業員、男性従業員、パート各 2,500 人（平成 11（1999）年度は 2,000 人）

資料：広島県「広島県職場環境実態調査」（平成 23（2011）、24（2012）、25（2013）年度）  
広島県「広島県働く男女の雇用環境実態調査」（平成 11（1999）年度）

## 2 県の男女共同参画に関する指標

項目	数 値		全国 順位 (注1)	調査時点	出 典
	本 県	全 国			
総人口		2,873,603 人	128,373,879 人	12	平成 25 (2013)年 3月 31日  総務省 「住民基本台 帳人口要覧」 (注2)
	女 性	1,484,586 人	65,785,075 人	12	
	男 性	1,389,017 人	62,588,804 人	12	
65歳以上人口		722,034 人	30,968,259 人	11	平成 25 (2013)年 3月 31日  総務省 「住民基本台 帳人口要覧」 (注2)
	女 性	416,498 人	17,689,080 人	11	
	男 性	305,536 人	13,279,179 人	12	
15歳未満人口		389,699 人	16,778,976 人	12	平成 25 (2013)年 3月 31日  総務省 「住民基本台 帳人口要覧」 (注2)
	女 性	189,794 人	8,177,789 人	12	
	男 性	199,905 人	8,601,187 人	12	
世帯数	1,266,881 世帯	55,577,563 世帯	11	平成 25 (2013)年 3月 31日	総務省 「住民基本台 帳人口要覧」 (注2)
1世帯当たり人員	2.27 人	2.31 人	36	平成 25 (2013)年 3月 31日	総務省 「住民基本台 帳人口要覧」 (注2)
3世代同居率	5.5%	7.1%	40	平成 22 (2010)年 10月 1日	総務省 「国勢調査」
平均寿命		—	—	—	平成 22 (2010)年  厚生労働省 「都道府県別生命 表」
	女 性	86.94 歳	86.35 歳	6	
	男 性	79.91 歳	79.59 歳	12	
平均初婚年齢		—	—	—	平成 25 (2013)年  厚生労働省 「人口動態統 計月報年計」 (概数)
	女 性	28.9 歳	29.3 歳	20	
	男 性	30.4 歳	30.9 歳	30	
婚姻率 (人口千対)	5.2 人	5.3 人	10		
離婚率 (人口千対)	1.80 人	1.87 人	24		

項 目	数 値		全国 順位 (注1)	調査時点	出 典	
	本 県	全 国				
出生率 (人口千対)	8.8 人	8.2 人	7	平成 25 (2013)年	厚生労働省 「人口動態統計月報年計」 (概数)	
合計特殊出生率	1.57 人	1.43 人	11			
死亡率 (人口千対)	10.4 人	10.0 人	32			
就業率	55.0%	54.1%	20	平成 22 (2010)年 10月1日	総務省 「国勢調査」	
	女 性	45.5%	44.7%			22
	男 性	65.5%	64.1%			18
共働き率	44.6%	43.5%	31	平成 22 (2010)年 10月1日	総務省 「国勢調査」	
月間総実労働時間数 (事業所規模5人以上)	149.2 時間	147.1 時間	28	平成 24 (2012)年	厚生労働省 「毎月勤労統計調査年報」	
	女 性	128.3 時間	127.5 時間			33
	男 性	166.2 時間	162.6 時間			18
月間現金給与総額 (事業所規模5人以上)	294.8 千円	314.1 千円	16			
	女 性	189.9 千円	206.2 千円			33
	男 性	379.8 千円	400.5 千円			13
平均勤続年数	11.7 年	11.9 年	33	平成 25 (2013)年	厚生労働省 「賃金構造基本統計調査結果」	
	女 性	9.4 年	9.1 年			23
	男 性	12.9 年	13.3 年			35
高等学校等進学率	98.0%	98.4%	40	平成 25 (2013)年度	文部科学省 「学校基本調査」	
	女 性	98.2%	98.7%			44
	男 性	97.8%	98.1%			36
大学等進学率(注3)	60.4%	53.2%	3			
	女 性	62.4%	55.5%			3
	男 性	58.4%	50.9%			4

(注1) 全国順位は、全都道府県の数値を降順に並べ替えたものの順位である。

(注2) 平成 24 年 7 月 9 日から住民基本台帳法の適用対象となった外国人が含まれる。

(注3) 全日制・定時制高校の卒業生に限定した進学率である。

